

**水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準**

**新旧対照表**

北海道水産林務部水産局水産振興課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（平成27年10月） 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
単-9	<p><b>別表-4 就業時間別の船員供用係数</b> 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ランク</th> <th rowspan="3">船舶 供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数 (β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]</th> </tr> <tr> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td><u>1.30</u></td><td>1.32</td><td><u>1.41</u></td><td>1.43</td><td><u>1.51</u></td><td>1.55</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td><u>1.40</u></td><td>1.42</td><td><u>1.51</u></td><td>1.53</td><td><u>1.61</u></td><td>1.65</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td><u>1.55</u></td><td>1.57</td><td><u>1.66</u></td><td>1.68</td><td><u>1.76</u></td><td>1.80</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td><u>1.70</u></td><td>1.72</td><td><u>1.81</u></td><td>1.83</td><td><u>1.91</u></td><td>1.95</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td><u>1.80</u></td><td>1.82</td><td><u>1.91</u></td><td>1.93</td><td><u>2.01</u></td><td>2.05</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td><u>1.90</u></td><td>1.92</td><td><u>2.01</u></td><td>2.03</td><td><u>2.11</u></td><td>2.15</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td><u>2.05</u></td><td>2.07</td><td><u>2.16</u></td><td>2.18</td><td><u>2.26</u></td><td>2.30</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td><u>2.25</u></td><td>2.27</td><td><u>2.36</u></td><td>2.38</td><td><u>2.46</u></td><td>2.50</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td><u>2.50</u></td><td>2.52</td><td><u>2.61</u></td><td>2.63</td><td><u>2.71</u></td><td>2.75</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><b>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ランク</th> <th rowspan="3">船舶 供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数 (β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]</th> <th colspan="2">就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]</th> <th colspan="2">就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]</th> <th colspan="2">就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]</th> </tr> <tr> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td><u>1.45</u></td><td>1.48</td><td><u>1.58</u></td><td><u>1.61</u></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.45</td><td><u>1.55</u></td><td>1.58</td><td><u>1.68</u></td><td><u>1.71</u></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.60</td><td><u>1.70</u></td><td>1.73</td><td><u>1.83</u></td><td><u>1.86</u></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.75</td><td><u>1.85</u></td><td>1.88</td><td><u>1.98</u></td><td><u>2.01</u></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td><u>1.95</u></td><td>1.98</td><td><u>2.08</u></td><td><u>2.11</u></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td><u>2.05</u></td><td>2.08</td><td><u>2.18</u></td><td><u>2.21</u></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td><u>2.20</u></td><td>2.23</td><td><u>2.33</u></td><td><u>2.36</u></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.30</td><td><u>2.40</u></td><td>2.43</td><td><u>2.53</u></td><td><u>2.56</u></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.55</td><td><u>2.65</u></td><td>2.68</td><td><u>2.78</u></td><td><u>2.81</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考	就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	<u>1.30</u>	1.32	<u>1.41</u>	1.43	<u>1.51</u>	1.55		2	1.80	1.30	1.30	<u>1.40</u>	1.42	<u>1.51</u>	1.53	<u>1.61</u>	1.65		3	2.05	1.45	1.45	<u>1.55</u>	1.57	<u>1.66</u>	1.68	<u>1.76</u>	1.80		4	2.25	1.60	1.60	<u>1.70</u>	1.72	<u>1.81</u>	1.83	<u>1.91</u>	1.95		5	2.45	1.70	1.70	<u>1.80</u>	1.82	<u>1.91</u>	1.93	<u>2.01</u>	2.05		6	2.65	1.80	1.80	<u>1.90</u>	1.92	<u>2.01</u>	2.03	<u>2.11</u>	2.15		7	2.90	1.95	1.95	<u>2.05</u>	2.07	<u>2.16</u>	2.18	<u>2.26</u>	2.30		8	3.20	2.15	2.15	<u>2.25</u>	2.27	<u>2.36</u>	2.38	<u>2.46</u>	2.50		9	3.70	2.40	2.40	<u>2.50</u>	2.52	<u>2.61</u>	2.63	<u>2.71</u>	2.75		係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考	就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	<u>1.45</u>	1.48	<u>1.58</u>	<u>1.61</u>		2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	<u>1.55</u>	1.58	<u>1.68</u>	<u>1.71</u>		3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	<u>1.70</u>	1.73	<u>1.83</u>	<u>1.86</u>		4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	<u>1.85</u>	1.88	<u>1.98</u>	<u>2.01</u>		5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	<u>1.95</u>	1.98	<u>2.08</u>	<u>2.11</u>		6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	<u>2.05</u>	2.08	<u>2.18</u>	<u>2.21</u>		7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	<u>2.20</u>	2.23	<u>2.33</u>	<u>2.36</u>		8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	<u>2.40</u>	2.43	<u>2.53</u>	<u>2.56</u>		9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	<u>2.65</u>	2.68	<u>2.78</u>	<u>2.81</u>		<p><b>別表-4 就業時間別の船員供用係数</b> 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ランク</th> <th rowspan="3">船舶 供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数 (β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]</th> </tr> <tr> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td><u>1.31</u></td><td>1.32</td><td><u>1.42</u></td><td>1.43</td><td><u>1.53</u></td><td>1.55</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td><u>1.41</u></td><td>1.42</td><td><u>1.52</u></td><td>1.53</td><td><u>1.63</u></td><td>1.65</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td><u>1.56</u></td><td>1.57</td><td><u>1.67</u></td><td>1.68</td><td><u>1.78</u></td><td>1.80</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td><u>1.71</u></td><td>1.72</td><td><u>1.82</u></td><td>1.83</td><td><u>1.93</u></td><td>1.95</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td><u>1.81</u></td><td>1.82</td><td><u>1.92</u></td><td>1.93</td><td><u>2.03</u></td><td>2.05</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td><u>1.91</u></td><td>1.92</td><td><u>2.02</u></td><td>2.03</td><td><u>2.13</u></td><td>2.15</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td><u>2.06</u></td><td>2.07</td><td><u>2.17</u></td><td>2.18</td><td><u>2.28</u></td><td>2.30</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td><u>2.26</u></td><td>2.27</td><td><u>2.37</u></td><td>2.38</td><td><u>2.48</u></td><td>2.50</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td><u>2.51</u></td><td>2.52</td><td><u>2.62</u></td><td>2.63</td><td><u>2.73</u></td><td>2.75</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><b>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ランク</th> <th rowspan="3">船舶 供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数 (β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]</th> <th colspan="2">就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]</th> <th colspan="2">就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]</th> <th colspan="2">就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]</th> </tr> <tr> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td><u>1.46</u></td><td>1.48</td><td><u>1.59</u></td><td><u>1.62</u></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.45</td><td><u>1.56</u></td><td>1.58</td><td><u>1.69</u></td><td><u>1.72</u></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.60</td><td><u>1.71</u></td><td>1.73</td><td><u>1.84</u></td><td><u>1.87</u></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.75</td><td><u>1.86</u></td><td>1.88</td><td><u>1.99</u></td><td><u>2.02</u></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td><u>1.96</u></td><td>1.98</td><td><u>2.09</u></td><td><u>2.12</u></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td><u>2.06</u></td><td>2.08</td><td><u>2.19</u></td><td><u>2.22</u></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td><u>2.21</u></td><td>2.23</td><td><u>2.34</u></td><td><u>2.37</u></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.30</td><td><u>2.41</u></td><td>2.43</td><td><u>2.54</u></td><td><u>2.57</u></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.55</td><td><u>2.66</u></td><td>2.68</td><td><u>2.79</u></td><td><u>2.82</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考	就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	<u>1.31</u>	1.32	<u>1.42</u>	1.43	<u>1.53</u>	1.55		2	1.80	1.30	1.30	<u>1.41</u>	1.42	<u>1.52</u>	1.53	<u>1.63</u>	1.65		3	2.05	1.45	1.45	<u>1.56</u>	1.57	<u>1.67</u>	1.68	<u>1.78</u>	1.80		4	2.25	1.60	1.60	<u>1.71</u>	1.72	<u>1.82</u>	1.83	<u>1.93</u>	1.95		5	2.45	1.70	1.70	<u>1.81</u>	1.82	<u>1.92</u>	1.93	<u>2.03</u>	2.05		6	2.65	1.80	1.80	<u>1.91</u>	1.92	<u>2.02</u>	2.03	<u>2.13</u>	2.15		7	2.90	1.95	1.95	<u>2.06</u>	2.07	<u>2.17</u>	2.18	<u>2.28</u>	2.30		8	3.20	2.15	2.15	<u>2.26</u>	2.27	<u>2.37</u>	2.38	<u>2.48</u>	2.50		9	3.70	2.40	2.40	<u>2.51</u>	2.52	<u>2.62</u>	2.63	<u>2.73</u>	2.75		係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考	就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	<u>1.46</u>	1.48	<u>1.59</u>	<u>1.62</u>		2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	<u>1.56</u>	1.58	<u>1.69</u>	<u>1.72</u>		3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	<u>1.71</u>	1.73	<u>1.84</u>	<u>1.87</u>		4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	<u>1.86</u>	1.88	<u>1.99</u>	<u>2.02</u>		5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	<u>1.96</u>	1.98	<u>2.09</u>	<u>2.12</u>		6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	<u>2.06</u>	2.08	<u>2.19</u>	<u>2.22</u>		7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	<u>2.21</u>	2.23	<u>2.34</u>	<u>2.37</u>		8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	<u>2.41</u>	2.43	<u>2.54</u>	<u>2.57</u>		9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	<u>2.66</u>	2.68	<u>2.79</u>	<u>2.82</u>		<p>国の基準に準じた改訂</p>
係数 ランク	船舶 供用係数 (α)			就業時間別の船員供用係数 (β)									備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	1.65	1.20	1.20	<u>1.30</u>	1.32	<u>1.41</u>	1.43	<u>1.51</u>	1.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1.80	1.30	1.30	<u>1.40</u>	1.42	<u>1.51</u>	1.53	<u>1.61</u>	1.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	2.05	1.45	1.45	<u>1.55</u>	1.57	<u>1.66</u>	1.68	<u>1.76</u>	1.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	2.25	1.60	1.60	<u>1.70</u>	1.72	<u>1.81</u>	1.83	<u>1.91</u>	1.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	2.45	1.70	1.70	<u>1.80</u>	1.82	<u>1.91</u>	1.93	<u>2.01</u>	2.05																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	2.65	1.80	1.80	<u>1.90</u>	1.92	<u>2.01</u>	2.03	<u>2.11</u>	2.15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
7	2.90	1.95	1.95	<u>2.05</u>	2.07	<u>2.16</u>	2.18	<u>2.26</u>	2.30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	3.20	2.15	2.15	<u>2.25</u>	2.27	<u>2.36</u>	2.38	<u>2.46</u>	2.50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	3.70	2.40	2.40	<u>2.50</u>	2.52	<u>2.61</u>	2.63	<u>2.71</u>	2.75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	<u>1.45</u>	1.48	<u>1.58</u>	<u>1.61</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	<u>1.55</u>	1.58	<u>1.68</u>	<u>1.71</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	<u>1.70</u>	1.73	<u>1.83</u>	<u>1.86</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	<u>1.85</u>	1.88	<u>1.98</u>	<u>2.01</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	<u>1.95</u>	1.98	<u>2.08</u>	<u>2.11</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	<u>2.05</u>	2.08	<u>2.18</u>	<u>2.21</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	<u>2.20</u>	2.23	<u>2.33</u>	<u>2.36</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	<u>2.40</u>	2.43	<u>2.53</u>	<u>2.56</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	<u>2.65</u>	2.68	<u>2.78</u>	<u>2.81</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	1.65	1.20	1.20	<u>1.31</u>	1.32	<u>1.42</u>	1.43	<u>1.53</u>	1.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1.80	1.30	1.30	<u>1.41</u>	1.42	<u>1.52</u>	1.53	<u>1.63</u>	1.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	2.05	1.45	1.45	<u>1.56</u>	1.57	<u>1.67</u>	1.68	<u>1.78</u>	1.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	2.25	1.60	1.60	<u>1.71</u>	1.72	<u>1.82</u>	1.83	<u>1.93</u>	1.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	2.45	1.70	1.70	<u>1.81</u>	1.82	<u>1.92</u>	1.93	<u>2.03</u>	2.05																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	2.65	1.80	1.80	<u>1.91</u>	1.92	<u>2.02</u>	2.03	<u>2.13</u>	2.15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
7	2.90	1.95	1.95	<u>2.06</u>	2.07	<u>2.17</u>	2.18	<u>2.28</u>	2.30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	3.20	2.15	2.15	<u>2.26</u>	2.27	<u>2.37</u>	2.38	<u>2.48</u>	2.50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	3.70	2.40	2.40	<u>2.51</u>	2.52	<u>2.62</u>	2.63	<u>2.73</u>	2.75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	<u>1.46</u>	1.48	<u>1.59</u>	<u>1.62</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	<u>1.56</u>	1.58	<u>1.69</u>	<u>1.72</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	<u>1.71</u>	1.73	<u>1.84</u>	<u>1.87</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	<u>1.86</u>	1.88	<u>1.99</u>	<u>2.02</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	<u>1.96</u>	1.98	<u>2.09</u>	<u>2.12</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	<u>2.06</u>	2.08	<u>2.19</u>	<u>2.22</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	<u>2.21</u>	2.23	<u>2.34</u>	<u>2.37</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	<u>2.41</u>	2.43	<u>2.54</u>	<u>2.57</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	<u>2.66</u>	2.68	<u>2.79</u>	<u>2.82</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>注) 1 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、平成27年2月から適用の割増対象賃金比(船団長・高級船員:0.667、普通船員:0.736)をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。</p>		<p>注) 1 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、平成27年2月から適用の割増対象賃金比(船団長・高級船員:0.701、普通船員:0.742)をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成27年10月) 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																		
3-1-11 3-1-12	<p><b>3-3 組立魚礁部材運搬</b> <b>3-3-2 施工歩掛</b> 1) 荷卸し機械 荷卸し機械は、<u>トラッククレーン油圧式16t吊り</u>を標準とする。 ただし、現場条件により上記によりがたい場合は、別途考慮する。</p> <p>2) 1日当りの部材荷卸し重量(W) T：<u>トラッククレーン</u>の1日当りの運転時間(7h/日)</p> <p>6) 代価表 (1) 部材荷卸し1日当り(Wt/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>トラッククレーン</u></td> <td>(油)<u>16t吊</u></td> <td>日</td> <td>1.0</td> <td>荷卸し用標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	<u>トラッククレーン</u>	(油) <u>16t吊</u>	日	1.0	荷卸し用標準運転時間	とび工		人	1.0		普通作業員		人	1.0		雑材料		%			<p><b>3-3 組立魚礁部材運搬</b> <b>3-3-2 施工歩掛</b> 1) 荷卸し機械 荷卸し機械は、<u>ラフテレーンクレーン25t吊り</u>を標準とする。 ただし、現場条件により上記によりがたい場合は、別途考慮する。</p> <p>2) 1日当りの部材荷卸し重量(W) T：<u>ラフテレーンクレーン</u>の1日当りの運転時間(7h/日)</p> <p>6) 代価表 (1) 部材荷卸し1日当り(Wt/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ラフテレーンクレーン</u></td> <td>(油)<u>25t吊</u></td> <td>日</td> <td>1.0</td> <td>荷卸し用標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	<u>ラフテレーンクレーン</u>	(油) <u>25t吊</u>	日	1.0	荷卸し用標準運転時間	とび工		人	1.0		普通作業員		人	1.0		雑材料		%			建設部、刊行物から単価が削除されたことに伴う改定。
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																	
<u>トラッククレーン</u>	(油) <u>16t吊</u>	日	1.0	荷卸し用標準運転時間																																																	
とび工		人	1.0																																																		
普通作業員		人	1.0																																																		
雑材料		%																																																			
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																	
<u>ラフテレーンクレーン</u>	(油) <u>25t吊</u>	日	1.0	荷卸し用標準運転時間																																																	
とび工		人	1.0																																																		
普通作業員		人	1.0																																																		
雑材料		%																																																			
3-1-16 3-1-17	<p><b>4-3 鋼製魚礁部材運搬費</b> <b>4-3-2 施工歩掛</b> 1) 荷卸し機械 荷卸し機械は、<u>トラッククレーン油圧式16t吊り</u>を標準とする。</p> <p>2) 1日当たりの部材荷卸し重量(W) T：<u>トラッククレーン</u>の1日当たりの運転時間(7hr/日)</p> <p>6) 代価表 (1) 部材荷卸し1日当たり(Wt/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>トラッククレーン</u></td> <td>(油)<u>16t吊</u></td> <td>日</td> <td>1.0</td> <td>荷卸し用標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	<u>トラッククレーン</u>	(油) <u>16t吊</u>	日	1.0	荷卸し用標準運転時間	とび工		人	1.0		普通作業員		人	1.0		雑材料		%			<p><b>4-3 鋼製魚礁部材運搬費</b> <b>4-3-2 施工歩掛</b> 1) 荷卸し機械 荷卸し機械は、<u>ラフテレーンクレーン25t吊り</u>を標準とする。</p> <p>2) 1日当りの部材荷卸し重量(W) T：<u>ラフテレーンクレーン</u>の1日当りの運転時間(7h/日)</p> <p>6) 代価表 (1) 部材荷卸し1日当り(Wt/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ラフテレーンクレーン</u></td> <td>(油)<u>25t吊</u></td> <td>日</td> <td>1.0</td> <td>荷卸し用標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	<u>ラフテレーンクレーン</u>	(油) <u>25t吊</u>	日	1.0	荷卸し用標準運転時間	とび工		人	1.0		普通作業員		人	1.0		雑材料		%			建設部、刊行物から単価が削除されたことに伴う改定。
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																	
<u>トラッククレーン</u>	(油) <u>16t吊</u>	日	1.0	荷卸し用標準運転時間																																																	
とび工		人	1.0																																																		
普通作業員		人	1.0																																																		
雑材料		%																																																			
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																	
<u>ラフテレーンクレーン</u>	(油) <u>25t吊</u>	日	1.0	荷卸し用標準運転時間																																																	
とび工		人	1.0																																																		
普通作業員		人	1.0																																																		
雑材料		%																																																			

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成27年10月) 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																
	<b>設計図書等作成要領</b>	<b>設計図書等作成要領</b>																	
	<b>【請負工事編】</b>	<b>【請負工事編】</b>																	
他-1-1	<p><b>1-2 設計図書について</b>                      「公平な入札の確保」、「設計変更の迅速化」及び「合意事項の明確化」を行うためには、適切な設計図書を作成する必要がある。                      設計図書の作成に当たっては、本要領を参考に、「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」、「水産土木工事 工種体系化構成表」、「水産土木工事 数量算出要領」等の諸基準により適切に行う。</p>	<p><b>1-2 設計図書について</b>                      「公平な入札の確保」、「設計変更の迅速化」及び「合意事項の明確化」を行うためには、適切な設計図書を作成する必要がある。                      設計図書の作成に当たっては、本要領を参考に、「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」、「<u>水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領</u>」等の諸基準により適切に行う。</p>	文言の修正																
他-1-3	<p><b>2-2 契約関係用語の定義</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>用語</th> <th>用語の定義</th> <th>解説等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>契約図書</td> <td>発注者、<u>請負人</u>双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。                      契約書（発注者と<u>請負人</u>の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。                      契約図書は、発注者と<u>請負人</u>双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。  <b>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</b></td> <td>契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と<u>請負人</u>の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。                      よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	用語	用語の定義	解説等	1	契約図書	発注者、 <u>請負人</u> 双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。 契約書（発注者と <u>請負人</u> の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。 契約図書は、発注者と <u>請負人</u> 双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。 <b>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</b>	契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と <u>請負人</u> の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。 よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。	<p><b>2-2 契約関係用語の定義</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>用語</th> <th>用語の定義</th> <th>解説等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>契約図書</td> <td>発注者、<u>受注者</u>双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。                      契約書（発注者と<u>受注者</u>の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。                      契約図書は、発注者と<u>受注者</u>双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。  <b>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</b></td> <td>契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と<u>受注者</u>の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。                      よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※以降のページにおける同内容についての修正は省略（請負人→受注者）</p>	番号	用語	用語の定義	解説等	1	契約図書	発注者、 <u>受注者</u> 双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。 契約書（発注者と <u>受注者</u> の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。 契約図書は、発注者と <u>受注者</u> 双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。 <b>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</b>	契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と <u>受注者</u> の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。 よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。	文言の修正
番号	用語	用語の定義	解説等																
1	契約図書	発注者、 <u>請負人</u> 双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。 契約書（発注者と <u>請負人</u> の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。 契約図書は、発注者と <u>請負人</u> 双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。 <b>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</b>	契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と <u>請負人</u> の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。 よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。																
番号	用語	用語の定義	解説等																
1	契約図書	発注者、 <u>受注者</u> 双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。 契約書（発注者と <u>受注者</u> の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。 契約図書は、発注者と <u>受注者</u> 双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。 <b>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</b>	契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と <u>受注者</u> の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。 よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。																
他-1-6	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>18</td> <td><u>公表用積算内訳</u></td> <td>予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。  <b>【公表用積算内訳は、参考資料】</b></td> <td>公表用積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。                      ・予定価格の妥当性が明確になる。                      ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。                      ・<u>請負人</u>が実行予算の算定の参考とする。                      ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。</td> </tr> </tbody> </table>	18	<u>公表用積算内訳</u>	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 <b>【公表用積算内訳は、参考資料】</b>	公表用積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・ <u>請負人</u> が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>18</td> <td><u>積算内訳書</u></td> <td>予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。  <b>【積算内訳書は、参考資料】</b></td> <td>公表用<u>の</u>積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。                      ・予定価格の妥当性が明確になる。                      ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。                      ・<u>受注者</u>が実行予算の算定の参考とする。                      ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。</td> </tr> </tbody> </table>	18	<u>積算内訳書</u>	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 <b>【積算内訳書は、参考資料】</b>	公表用 <u>の</u> 積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・ <u>受注者</u> が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。	文言の修正								
18	<u>公表用積算内訳</u>	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 <b>【公表用積算内訳は、参考資料】</b>	公表用積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・ <u>請負人</u> が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。																
18	<u>積算内訳書</u>	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 <b>【積算内訳書は、参考資料】</b>	公表用 <u>の</u> 積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・ <u>受注者</u> が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。																
他-1-8	<p>④ 安全対策関係                      (d) 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</p>	<p>④ 安全対策関係                      (d) 交通誘導<u>警備員</u>、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</p> <p style="text-align: center;">※以降のページにおける同内容についての修正は省略（交通誘導員→交通誘導警備員）</p>	文言の修正																

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（平成27年10月） 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-9	<p>ハ 「2）特記仕様書 イ ④～⑦」の記載例</p> <p>「水産土木工事積算基準等」</p> <p>1 本設計図書は北海道水産林務部が制定した「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」、「<u>水産土木工事 工種体系化構成表</u>」、「<u>水産土木工事 数量算出要領</u>」に基づき作成している。</p> <p>2 「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」において定められている諸基準を、次のとおり扱っている。</p> <p>(1) 機械施工と人力施工等、施工方法の区分は設計図面等から判断しているが、機械施工が困難である場合を除き、機械施工としている。</p> <p>(2) 各基準において標準工法や標準機種が定められている場合は、別途特記仕様書等で明示している場合を除き、標準工法・機種で積算している。</p> <p>(3) 上記(1)(2)については請負人の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等により、これにより難しい場合は必要に応じて設計変更する。</p> <p>3 「水産土木工事 工種体系化構成表」において定められている事項については、次のとおり扱う。規格・摘要欄に明示した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。</p> <hr/> <p>「概数」</p> <p>1 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。</p> <p>2 この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を請負人に行わせることがある。</p> <p>3 概数として扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。</p> <p>4 概数として扱う数量一覧表で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。</p> <hr/> <p>「非契約事項（数量）」</p> <p>工事数量総括表の摘要欄に(参)と記して示した数量は、契約事項とならないものの数量であり、請負人の任意施工を拘束するものではない。ただし、概数の確定や現場・設計図書の不一致等が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。</p> <hr/> <p>「参考図」</p> <p>参考図と朱書きして示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については、請負人の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等により、これにより難しい場合は必要に応じて設計変更する。なお、設計上過大な計画に対して変更するものでないことに留意すること。</p>	<p>ハ 「2）特記仕様書 イ ④～⑦」の記載例</p> <p>「水産土木工事積算基準等」</p> <p>1 本設計図書は北海道水産林務部が制定した「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」、「<u>水産土木工事 工種体系化の手引き・数量算出要領</u>」に基づき作成している。</p> <p>2 「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」において定められている諸基準を、次のとおり扱っている。</p> <p>(1) 機械施工と人力施工等、施工方法の区分は設計図面等から判断し____、機械施工が困難である場合を除き、機械施工としている。</p> <p>(2) <u>別途特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準に定められている標準工法・標準機種で積算している。</u></p> <p>(3) 上記(1)(2)については請負人の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等により、これにより難しい場合は必要に応じて設計変更する。</p> <p>3 「<u>水産土木工事 工種体系化の手引き</u>」において定められている事項については、次のとおり扱う。規格・摘要欄に明示した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。</p> <p>4 <u>当該工事の数量算出書は、北海道水産林務部が制定した水産土木工事数量算出要領等に基づき作成している。</u></p> <hr/> <p>「概数」</p> <p>1 「<u>概数として扱う数量一覧表</u>」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、<u>現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。</u></p> <p>2 <u>概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。</u>なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。</p> <p>3 「<u>概数として扱う数量一覧表</u>」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。</p> <p>4 <u>当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。</u></p> <p>5 <u>当該工事のうち○○○○は、現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。</u>なお、○○○○は概数の確定後、工事に着手すること。</p> <p>6 <u>当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）を基に工事監督員と協議して数量を確定する。</u></p> <hr/> <p>「非契約事項（数量）」</p> <p><u>工事数量総括表や積算内訳の各項目において括弧書きで示した数量は、契約事項とならないものの数量であり、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場・設計図書の不一致等が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。</u></p> <hr/> <p>「参考図」</p> <p>参考図と朱書きして示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については、<u>受注者</u>の任意施工を拘束するものではない。</p>	<p>文言の修正</p>

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成27年10月) 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																																																																																																																																																														
他-1-10	<p>ニ 「概数として扱う数量一覧表」の作成例</p> <p>(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-1)</p> <p>※ 契約事項、非契約事項を概数とした事例</p> <p>概数として扱う数量一覧表</p> <table border="1" data-bbox="299 478 1299 974"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>本工事01</th> <th colspan="5">〇〇増殖場造成工事 (第0回)</th> </tr> <tr> <th>工種・種別・細目</th> <th>規 格</th> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>前 回 数 量</th> <th>今 回 数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>護岸工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業土工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(床掘り)</td> <td rowspan="2">非契約事項</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> <td>260</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(埋戻し)</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> <td>250</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>接続ブロック</td> <td>契約事項</td> <td>340kg/m2、河川護岸用 吸出防止シート</td> <td>m2</td> <td></td> <td>1,760</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-2)</p> <p>※ 細目(レベル4)に対応する数量と細目を構成する内容(工事内訳書で作成する単価構成内容)の数量を概数とした事例</p> <p>概数として扱う数量一覧表</p> <table border="1" data-bbox="299 1142 1299 1533"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>本工事01</th> <th colspan="5">〇〇〇〇工事 (第0回)</th> </tr> <tr> <th>工種・種別・細目</th> <th>規 格</th> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>前 回 数 量</th> <th>今 回 数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防止柵工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>立入防止柵</td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>78</td> <td>78m当り数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">項目を</td> <td rowspan="2">構成する内容</td> <td>床掘り</td> <td>m3</td> <td></td> <td>164.3</td> <td>78m当り数量</td> </tr> <tr> <td>埋戻し</td> <td>m3</td> <td></td> <td>111.8</td> <td>78m当り数量</td> </tr> </tbody> </table>	費目	本工事01	〇〇増殖場造成工事 (第0回)					工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要	護岸工							作業土工							(床掘り)	非契約事項		m3		260	—	(埋戻し)		m3		250	—	コンクリートブロック工							接続ブロック	契約事項	340kg/m2、河川護岸用 吸出防止シート	m2		1,760	—	費目	本工事01	〇〇〇〇工事 (第0回)					工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要	防止柵工							立入防止柵			m		78	78m当り数量	項目を	構成する内容	床掘り	m3		164.3	78m当り数量	埋戻し	m3		111.8	78m当り数量	<p>ニ 「概数として扱う数量一覧表」の作成例</p> <p>(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-1)</p> <p>※ 契約事項、非契約事項を概数とした事例</p> <p>概数として扱う数量一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1507 478 2507 974"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>本工事01</th> <th colspan="5">〇〇増殖場造成工事 (第0回)</th> </tr> <tr> <th>工種・種別・細目</th> <th>規 格</th> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>前 回 数 量</th> <th>今 回 数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>護岸工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業土工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(床掘り)</td> <td rowspan="2">非契約事項</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> <td>260</td> <td>概数</td> </tr> <tr> <td>(埋戻し)</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> <td>250</td> <td>概数</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>接続ブロック</td> <td>契約事項</td> <td>340kg/m2、河川護岸用 吸出防止シート</td> <td>m2</td> <td></td> <td>1,760</td> <td>概数</td> </tr> </tbody> </table> <p>(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-2)</p> <p>※ 細目(レベル4)に対応する数量と細目を構成する内容(工事内訳書で作成する単価構成内容)の数量を概数とした事例</p> <p>概数として扱う数量一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1507 1142 2507 1533"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>本工事01</th> <th colspan="5">〇〇〇〇工事 (第0回)</th> </tr> <tr> <th>工種・種別・細目</th> <th>規 格</th> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>前 回 数 量</th> <th>今 回 数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防止柵工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>立入防止柵</td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>78</td> <td>78m当り数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">項目を</td> <td rowspan="2">構成する内容</td> <td>床掘り</td> <td>m3</td> <td></td> <td>164.3</td> <td>概数 78m当り数量</td> </tr> <tr> <td>埋戻し</td> <td>m3</td> <td></td> <td>111.8</td> <td>概数 78m当り数量</td> </tr> </tbody> </table>	費目	本工事01	〇〇増殖場造成工事 (第0回)					工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要	護岸工							作業土工							(床掘り)	非契約事項		m3		260	概数	(埋戻し)		m3		250	概数	コンクリートブロック工							接続ブロック	契約事項	340kg/m2、河川護岸用 吸出防止シート	m2		1,760	概数	費目	本工事01	〇〇〇〇工事 (第0回)					工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要	防止柵工							立入防止柵			m		78	78m当り数量	項目を	構成する内容	床掘り	m3		164.3	概数 78m当り数量	埋戻し	m3		111.8	概数 78m当り数量	<p>文言の修正</p>
費目	本工事01	〇〇増殖場造成工事 (第0回)																																																																																																																																																																																															
工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要																																																																																																																																																																																											
護岸工																																																																																																																																																																																																	
作業土工																																																																																																																																																																																																	
(床掘り)	非契約事項		m3		260	—																																																																																																																																																																																											
(埋戻し)			m3		250	—																																																																																																																																																																																											
コンクリートブロック工																																																																																																																																																																																																	
接続ブロック	契約事項	340kg/m2、河川護岸用 吸出防止シート	m2		1,760	—																																																																																																																																																																																											
費目	本工事01	〇〇〇〇工事 (第0回)																																																																																																																																																																																															
工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要																																																																																																																																																																																											
防止柵工																																																																																																																																																																																																	
立入防止柵			m		78	78m当り数量																																																																																																																																																																																											
項目を	構成する内容	床掘り	m3		164.3	78m当り数量																																																																																																																																																																																											
		埋戻し	m3		111.8	78m当り数量																																																																																																																																																																																											
費目	本工事01	〇〇増殖場造成工事 (第0回)																																																																																																																																																																																															
工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要																																																																																																																																																																																											
護岸工																																																																																																																																																																																																	
作業土工																																																																																																																																																																																																	
(床掘り)	非契約事項		m3		260	概数																																																																																																																																																																																											
(埋戻し)			m3		250	概数																																																																																																																																																																																											
コンクリートブロック工																																																																																																																																																																																																	
接続ブロック	契約事項	340kg/m2、河川護岸用 吸出防止シート	m2		1,760	概数																																																																																																																																																																																											
費目	本工事01	〇〇〇〇工事 (第0回)																																																																																																																																																																																															
工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要																																																																																																																																																																																											
防止柵工																																																																																																																																																																																																	
立入防止柵			m		78	78m当り数量																																																																																																																																																																																											
項目を	構成する内容	床掘り	m3		164.3	概数 78m当り数量																																																																																																																																																																																											
		埋戻し	m3		111.8	概数 78m当り数量																																																																																																																																																																																											

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成27年10月) 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-11	<p>3) 位置図</p> <p>4) 工事数量総括表 工事数量総括表は、当該工事における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。 イ 工事数量総括表は、「<u>水産土木工事 工種体系化構成表</u>」により作成する。 ロ <u>非契約事項は、細目（レベル4）を括弧書きで記載するとともに、摘要欄に「（参）」と示し、契約事項との区分が明確となるようにする。</u> ハ 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>5) 作成部数 <u>設計図書は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び請負人用（兼閲覧用）の4部を作成する。</u></p> <p>(2) 設計図</p> <p>2) 作成要領 イ 設計図には、単位目的物・仮設物の寸法や材料の材質・規格を明示する。 <u>ロ ハ ニ ホ</u></p>	<p>3) 位置図</p> <p>4) 工事数量総括表 工事数量総括表は、当該工事における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。 イ 工事数量総括表は、「<u>水産土木工事工種体系化の手引き</u>」により作成する。 ロ <u>非契約事項は、積算内訳の各項目において括弧書きで記載し、契約事項との区分が明確となるようにする。</u> ハ 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>5) 作成部数 <u>位置図は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。</u> <u>なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。</u></p> <p>(2) 設計図</p> <p>2) 作成要領 イ 設計図には、単位目的物・仮設物の寸法や材料の材質・規格を明示する。 <u>ロ 設計図には図面番号を記入し、図面の脱漏を防止しなければならない。</u> <u>ハ ニ ホ ヘ</u></p>	内容の修正
他-1-12	<p>4) 作成部数 <u>設計図は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び請負人用（兼閲覧用）の4部を作成する。</u></p> <p>(3) 参考図</p> <p>3) 作成部数 <u>参考図は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び請負人用（兼閲覧用）の4部を作成する。</u></p>	<p>4) 作成部数 <u>設計図は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。</u> <u>なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。</u></p> <p>(3) 参考図</p> <p>3) 作成部数 <u>参考図は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。</u> <u>なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。</u></p>	内容の修正
他-1-13	<p>(4) 設計計算書</p> <p>3) 作成部数 <u>設計計算書は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び請負人用（兼閲覧用）の4部を作成する。</u></p> <p>(5) 数量算出書</p> <p>3) 作成部数 <u>設計計算書は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び請負人用（兼閲覧用）の4部を作成する。</u></p>	<p>(4) 設計計算書</p> <p>3) 作成部数 <u>設計計算書は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。</u> <u>なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。</u></p> <p>(5) 数量算出書</p> <p>4) 作成部数 <u>設計計算書は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。</u> <u>なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。</u></p>	内容の修正
他-1-14	<p><b>3-2 当初参考資料</b></p> <p>(1) 予定価格算出用設計書 予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>6) 工事費内訳書 <u>工事費内訳書は、各費目ごとの工事費を算出する。</u> イ <u>規格欄（レベル5）には、材料の品質、規格等の必要事項を記載する。</u> <u>ロ 細目欄（レベル4）の金額は、円止め（円未満切捨て）とする。</u> ハ <u>種別欄（レベル3）の金額は、千円止め（千円未満切捨て）とする。</u> ニ <u>500千円以上の工事価格については万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止めとする。</u> ホ <u>500千円未満の工事価格については千円止め（千円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止めとする。</u></p> <p>14) 労務資材集計調書 <u>労務資材集計調書は、予定価格算出用設計図書に計上した労務、資材、建設機械諸経費等について、名称・規格毎の設計数量、割増数量を記載する。</u></p> <p>15) 質量20t以上の建設機械一覧表 <u>質量20t以上の建設機械一覧表は、予定価格算出用設計図書に計上した質量20t以上の建設機械を機種・規格毎に記載する。</u></p>	<p><b>3-2 当初参考資料</b></p> <p><u>(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）（A 金入り）</u> <u>予定価格算出用設計書（暫定版）</u>の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>6) 工事費内訳書 <u>工事費内訳書は、各費目ごとの工事費を算出する。なお、金額の端数処理方法や数量の計上方法については、水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準や「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」を参照するほか下記のとおりとする。</u> イ <u>共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u> ロ <u>現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u> ハ <u>工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</u></p>	内容の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成27年10月) 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-14	16) 作成部数 イ 予定価格算出用設計書は、発注者用、設計者用を2部作成する。	14) 作成部数 イ 予定価格算出用設計書 <u>（暫定版）</u> は、発注者用、設計者用を2部作成する。	内容の修正
他-1-15	<p><u>(2) 単価算定資料等</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(3) 見積用参考資料</u></p> 11) 資材集計調書 金額欄を空白にして作成する。 12) 作成部数 イ 見積用参考資料は、設計者用、入札参加者閲覧用（正本、副本）を3部作成する。	<p><u>(1)-2 単価算定資料等</u></p> <p><u>(2) 予定価格算出用設計書（確定版）（A 金入り）</u>                      予定価格算出用設計書（確定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては、<u>「(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）（A 金入り）」と同様とする。</u></p> 1) 作成部数 イ 予定価格算出用設計書 <u>（確定版）</u> は、発注者用、設計者用を2部作成する。 <p><u>(3) 見積用参考資料（B 金抜き）</u></p> <hr/> 11) 作成部数 イ <u>見積用参考資料は、設計者用として紙ベースで1部、入札参加者閲覧用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。</u> ロ 入札までの期間における入札参加者等の質問対応用として1部作成する。	
他-1-16	<p><u>(2) 当初参考資料</u>  <u>【予定価格算出用設計書】</u> <u>【見積用参考資料】</u></p>	<p><u>(2) 当初参考資料</u>  <u>【予定価格算出用設計書（暫定版）】（A 金入り）</u> <u>【見積用参考資料】（B 金抜き）</u>  <u>【予定価格算出用設計書（確定版）】</u></p>	内容の修正
他-1-17	<p><b><u>3-4 集計数値、計算数値及び単位表示</u></b></p> (1) 集計数値 1) <u>工事数量総括表・数量集計表の数量欄に計上する数量の数値は、次表による。</u> <u>ただし、個数、m、kgで計上するものと二次製品は単位限（小数点以下四捨五入）、またkm及びt単位で計上するものは小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）を標準とする。</u> 2) 個数で計上するものと二次製品は、次のとおりとする。 ロ 二次製品とは、工場において原材料に加工を加え、一般に市販されている製品（ブロック、管類のコンクリート製品、鋼管・高欄等の鉄鋼製品、照明等の電気製品等）をいい、工場において製作する魚礁（鋼製魚礁含む）、増殖ブロック等の部材や半製品（生コンクリート、アスファルト合材等）も二次製品として扱う。	<p><b><u>3-4 数量数値</u></b></p> 1) <u>工事数量総括表及び予定価格算出用設計書の工事費内訳書において、数量欄に計上する数量は、「水産土木工事数量算出要領」に定める数値を標準とするが、定めのないものについては表1に定める数値を標準とする。</u> <u>ただし、個数、m、kgで計上するものと材料費は単位限（小数点以下四捨五入）、またkm及びt単位で計上するものは小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）を標準とする。</u> 2) <u>個数で計上するものと材料費は、次のとおりとする。</u> ロ <u>材料費とは、工場において原材料に加工を加え、一般に市販されている製品（ブロック、管類のコンクリート製品、鋼管・高欄等の鉄鋼製品、照明等の電気製品等）をいい、工場において製作する魚礁（鋼製魚礁含む）、増殖ブロック等の部材や半製品（生コンクリート、アスファルト合材等）も材料費として扱う。</u>	内容の修正
他-1-19	<p><b><u>3-5 留意事項</u></b></p> (1) 特記仕様書 3) 積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、 <u>「水産土木工事 工種体系化構成表」</u> を参照すること。 (3) 工事数量総括表 3) 該当工種に必要な細目（レベル4）がない場合は、 <u>「水産土木工事 工種体系化構成表」</u> の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。	<p><b><u>3-5 留意事項</u></b></p> (1) 特記仕様書 3) 積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、 <u>「水産土木工事工種体系化の手引き」</u> を参照すること。 (3) 工事数量総括表 3) 該当工種に必要な細目（レベル4）がない場合は、 <u>「水産土木工事工種体系化の手引き」</u> の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。	文言の修正



水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成27年10月) 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-21	<p>(1) 変更設計図書 6) 作成部数 変更設計図書は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び請負人用の4部を_____作成する。</p>	<p>(1) 変更設計図書 6) 作成部数 変更設計図書は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び受注者用の4部を紙ベースで作成する。</p> <p>※(2)～(4)における同内容についての修正は省略(紙ベース)</p>	内容の修正
他-1-22 他-1-23	<p><u>ロ 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位以上の場合の新請負工事価格は、万円止め(万円未満切捨て)とし、消費税等相当額は円止めとする。</u> <u>ハ 500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位以上の場合の新請負工事価格は、千円止め(千円未満切捨て)とし、消費税等相当額は円止めとする。</u> <u>ニ 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位未満の場合及び、500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め(有効桁数以下切捨て)とし、消費税等相当額は円止め(円未満切捨て)とする。</u></p> <p>7) 工事費内訳書 <u>イ 500千円以上の工事価格については、万円止め(万円未満切捨て)とし、消費税等相当額は円止めとする。</u> <u>ロ 500千円未満の工事価格については、千円止め(千円未満切捨て)とし、消費税等相当額は円止めとする。</u> <u>ハ 数量及び金額欄は、前回(上段)と今回(下段)を2段書きとする。</u></p> <p>15) 労務資材集計調書 <u>数量及び金額欄は、前回(上段)と今回(下段)を2段書きとする。</u></p> <p>16) 質量20t以上の建設機械一覧表 <u>変更後の質量20t以上の建設機械を一覧表にする。</u></p> <p>17) 作成部数 変更予定価格算出用設計書は、設計者用、発注者用及び工事監督員用の3部を_____作成する。</p> <p><u>(2) 変更見積用参考資料(B金抜き)</u> <u>変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</u> <u>ア表紙</u> <u>現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。</u> <u>なお、審査欄及び押印は必要としない。</u> <u>イ積算情報</u> <u>現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載し、設計者名及び再計算日を空白にして作成する。</u> <u>ウ工事概要一覧</u> <u>変更予定価格算出用設計書と同様な記載とする。</u> <u>エ合冊一覧表</u> <u>工事価格欄を空白にして作成する。</u> <u>オ工事費内訳書</u> <u>単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。</u> <u>カ諸経費算出調書</u> <u>金額、諸経費率及び、冬期日数/工期日数欄を空白にして作成する。</u> <u>キ工種内訳書</u> <u>単価・金額欄を空白にして作成する。</u></p>	<p><u>ロ 請負工事価格に丸めは、当初設計書と同様とするが、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め(有効桁数以下切捨て)とし、消費税等相当額は円止め(円未満切捨て)とする。</u></p> <p>7) 工事費内訳書 <u>数量及び金額欄は、前回(上段)と今回(下段)を2段書きとする。</u></p> <p>15) 作成部数 変更予定価格算出用設計書は、設計者用、発注者用及び工事監督員用の3部を紙ベースで作成する。</p> <p><u>(2) 変更見積用参考資料(B金抜き)</u> <u>変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</u> <u>ア表紙</u> <u>現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。</u> <u>なお、審査欄及び押印は必要としない。</u> <u>イ積算情報</u> <u>現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載し、設計者名及び再計算日を空白にして作成する。</u> <u>ウ工事概要一覧</u> <u>変更予定価格算出用設計書と同様な記載とする。</u> <u>エ合冊一覧表</u> <u>工事価格欄を空白にして作成する。</u> <u>オ工事費内訳書</u> <u>単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。</u> <u>カ諸経費算出調書</u> <u>金額、諸経費率及び、冬期日数/工期日数欄を空白にして作成する。</u> <u>キ工種内訳書</u> <u>単価・金額欄を空白にして作成する。</u></p>	内容の修正
他-1-30	<p>(2) 分類ごとの取扱いについて 1) 「設計図書間の不一致等」について 共通仕様書において、各設計図書の優先順位を定めていないため、発注者が発見した不一致等や請負人が行う「設計図書の照査」により発見された不一致等については、どの設計図書を優先させることなく発注者が求める事項に変更する。 <u>なお、「設計図書間の不一致等」については、軽微な変更としては扱わずに、通常の設計変更として処理すること。</u></p>	<p>(2) 分類ごとの取扱いについて 1) 「設計図書間の不一致等」について 共通仕様書において、各設計図書の優先順位を定めていないため、発注者が発見した不一致等や受注者が行う「設計図書の照査」により発見された不一致等については、どの設計図書を優先させることなく発注者が求める事項に変更する。</p>	内容の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成27年10月) 新旧対照表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要				
他-1-32	<p>(1) 契約書第17条 1) 設計図書と現場の状態との不一致等 上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、<u>請負人</u>がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。 2) <u>設計図書間の不一致</u> <u>軽微な設計変更としては扱わずに、通常の設計変更として扱うこと。</u></p>	<p>(1) 契約書第17条 1) 設計図書と現場の状態との不一致等 上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、<u>受注者</u>がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。</p>	内容の修正				
他-1-35	<p>(4) <u>北海道水産林務部 水産土木工事 工種体系化構成表</u>（以下この章において、「<u>体系化構成表</u>」という。）（<u>北海道水産林務部制定</u>） (5) <u>北海道水産林務部 水産土木工事 数量算出要領</u>（以下この章において、「<u>数量算出要領</u>」という。）（<u>北海道水産林務部制定</u>）</p>	<p>(4) 北海道水産林務部 <u>「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」</u>（以下この章において、「<u>体系化構成表</u>」「<u>数量算出要領</u>」という。）（北海道水産林務部制定）</p>	内容の修正				
他-1-60	<table border="1" data-bbox="281 655 1412 814"> <tr> <td data-bbox="281 655 700 814">4 「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。</td> <td data-bbox="700 655 1412 814">「設計図書間の不一致等」を変更するためには、<u>不一致が生じている設計図書を変更する必要があることから、軽微な設計変更として扱った場合であっても、その手間が軽減されないため、軽微な設計変更として扱わないこととしています。</u></td> </tr> </table>	4 「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	「設計図書間の不一致等」を変更するためには、 <u>不一致が生じている設計図書を変更する必要があることから、軽微な設計変更として扱った場合であっても、その手間が軽減されないため、軽微な設計変更として扱わないこととしています。</u>	<table border="1" data-bbox="1489 655 2620 814"> <tr> <td data-bbox="1489 655 1908 814">4 「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。</td> <td data-bbox="1908 655 2620 814"><u>軽微な設計変更として扱うことができます。</u></td> </tr> </table>	4 「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	<u>軽微な設計変更として扱うことができます。</u>	内容の修正
4 「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	「設計図書間の不一致等」を変更するためには、 <u>不一致が生じている設計図書を変更する必要があることから、軽微な設計変更として扱った場合であっても、その手間が軽減されないため、軽微な設計変更として扱わないこととしています。</u>						
4 「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	<u>軽微な設計変更として扱うことができます。</u>						
他-1-88	<p><b>15-4 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領</b> （昭和46年12月1日局総第562号 各部長、各種委員会事務局長、議会議務局長、各部局長あて副出納長） 〔沿革〕昭和57年8月24日局総第391号、平成元年7月12日局総第218号、9年3月31日局総第873号、15年2月14日局第653号改</p> <p>第2 用語の意義 1 この要領において「軽微な設計変更」とは、現に施工中の建設工事に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代額の20パーセント以内で、かつ、<u>600万円未満</u>（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が<u>300万円未満</u>）のものをいう。ただし、支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項の規定により支出負担行為に相当する行為を行う者をいう。以下同じ。）が特に重要な変更と認めるものを除くものとする。</p> <p>第5 建設変更に伴う請負代金額の取扱い 1 軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更の手続は、設計変更に伴う増減見込額の累計が現請負代金額の20パーセントを越え、又は<u>600万円以上</u>となる時（新工種に係る増減見込額の累計が<u>300万円以上</u>となる時を含む。）</p>	<p><b>15-4 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領</b> （昭和46年12月1日局総第562号 各部長、各種委員会事務局長、議会議務局長、各部局長あて副出納長） 〔沿革〕昭和57年8月24日局総第391号、平成元年7月12日局総第218号、9年3月31日局総第873号、15年2月14日局第653号改、<u>25年10月15日局財指第230号改正</u></p> <p>第2 用語の意義 1 この要領において「軽微な設計変更」とは、現に施工中の建設工事に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代額の20パーセント以内で、かつ、<u>1,000万円未満</u>（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が<u>500万円未満</u>）のものをいう。ただし、支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項の規定により支出負担行為に相当する行為を行う者をいう。以下同じ。）が特に重要な変更と認めるものを除くものとする。</p> <p>第5 建設変更に伴う請負代金額の取扱い 1 軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更の手続は、設計変更に伴う増減見込額の累計が現請負代金額の20パーセントを越え、又は<u>1,000万円以上</u>となる時（新工種に係る増減見込額の累計が<u>500万円以上</u>となる時を含む。）</p>	内容の修正				

# 水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準

## 正誤表

北海道水産林務部水産局水産振興課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成27年10月) 正誤表（平成28年3月10日以降積算基準日適用）

掲載頁	誤	正	摘要																																																																																																																																																		
2-2-9	<p><b>2-11-4 イメージアップの特記仕様書例</b></p> <p>特記仕様書（A）案～（イメージアップの実施内容を請負人に選択させる場合）</p> <p>イメージアップについて</p> <p>1. イメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。</p> <p>2. イメージアップの内容については、以下に準じて<u>選択</u>すること。</p>	<p><b>2-11-4 イメージアップの特記仕様書例</b></p> <p>特記仕様書（A）案～（イメージアップの実施内容を請負人に選択させる場合）</p> <p>イメージアップについて</p> <p>1. イメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。</p> <p>2. イメージアップの内容については、以下に準じて<u>5項目を基本とし実施</u>すること。</p>	誤記載の訂正																																																																																																																																																		
3-1-37	<p><b>5-9 魚礁運搬沈設（陸海一貫方式）</b></p> <p><b>5-9-2 施工歩掛</b></p> <p>1) 作業能力</p> <p>(4) 作業船等の運転時間</p> <p>①クレーン付台船及び起重機船（非航旋回）</p> $T_1 = N_x \times \frac{C_{m1} + C_{m2}}{60} \quad (\text{小数1位切上げ、偶数止め})$	<p><b>5-9 魚礁運搬沈設（陸海一貫方式）</b></p> <p><b>5-9-2 施工歩掛</b></p> <p>1) 作業能力</p> <p>(4) 作業船等の運転時間</p> <p>①クレーン付台船及び起重機船（非航旋回）</p> $T_1 = N_x \times \left[ \frac{C_{m1} + C_{m2}}{60} \right] \quad (\text{小数1位切上げ、偶数止め})$	誤記載の訂正																																																																																																																																																		
3-2-33	<p><b>3-10 ブロック運搬据付（陸海一貫方式）</b></p> <p><b>3-10-2 施工歩掛</b></p> <p>(8) 運搬車両台数の算定</p> $n_2 = \frac{N_x}{n_o} \times \frac{n_o \times \frac{C_{m1} + C_{m3}}{60} + \frac{2 \times d_2}{v_2}}{T'} \quad (\text{小数1位切上げ})$	<p><b>3-10 ブロック運搬据付（陸海一貫方式）</b></p> <p><b>3-10-2 施工歩掛</b></p> <p>(8) 運搬車両台数の算定</p> $n_2 = \frac{N_x}{n_o} \times \left[ \frac{n_o \times \frac{C_{m1} + C_{m3}}{60} + \frac{2 \times d_2}{v_2}}{T'} \right] \quad (\text{小数1位切上げ})$	誤記載の訂正																																																																																																																																																		
3-5-19	<p><b>5 運搬費</b></p> <p><b>5-1-3 船舶解体組立陸送1式当り代価表 ポンプ浚渫船 D420PS型 【J99041】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">形状寸法</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">数 量</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>往路</th> <th>復路</th> <th>往復計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td></td> <td>人</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td></td> <td>人</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>d</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン</td> <td>(油) 25t吊</td> <td>日</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>e</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン</td> <td>(油) 45t吊</td> <td>日</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>f</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>10t積</td> <td>台</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>トレーラー</td> <td>20t積</td> <td>台</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>h</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td></td> <td>%</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>a～f合計の0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状寸法	単位	数 量			摘 要	往路	復路	往復計	世話役		人	3	2	5	a	高級船員		人	6	4	10	b	普通船員		人	9	6	15	c	とび工		人	3	3	6	d	トラッククレーン	(油) 25t吊	日	1	-	1	e	トラッククレーン	(油) 45t吊	日	2	2	4	f	トラック	10t積	台	5	5	10	g	トレーラー	20t積	台	3	3	6	h	諸経費		%	0.5	0.5	0.5	a～f合計の0.5%	<p><b>5 運搬費</b></p> <p><b>5-1-3 船舶解体組立陸送1式当り代価表 ポンプ浚渫船 D420PS型 【J99041】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">形状寸法</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">数 量</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>往路</th> <th>復路</th> <th>往復計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td></td> <td>人</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td></td> <td>人</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>d</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>(油) 25t吊</td> <td>日</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>e</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン</td> <td>(油) 100t吊</td> <td>日</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>f</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>10t積</td> <td>台</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>トレーラー</td> <td>20t積</td> <td>台</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>h</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td></td> <td>%</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>a～f合計の0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状寸法	単位	数 量			摘 要	往路	復路	往復計	世話役		人	3	2	5	a	高級船員		人	6	4	10	b	普通船員		人	9	6	15	c	とび工		人	3	3	6	d	ラフテレーンクレーン	(油) 25t吊	日	1	-	1	e	トラッククレーン	(油) 100t吊	日	2	2	4	f	トラック	10t積	台	5	5	10	g	トレーラー	20t積	台	3	3	6	h	諸経費		%	0.5	0.5	0.5	a～f合計の0.5%	誤記載の訂正
名称	形状寸法				単位	数 量			摘 要																																																																																																																																												
		往路	復路	往復計																																																																																																																																																	
世話役		人	3	2	5	a																																																																																																																																															
高級船員		人	6	4	10	b																																																																																																																																															
普通船員		人	9	6	15	c																																																																																																																																															
とび工		人	3	3	6	d																																																																																																																																															
トラッククレーン	(油) 25t吊	日	1	-	1	e																																																																																																																																															
トラッククレーン	(油) 45t吊	日	2	2	4	f																																																																																																																																															
トラック	10t積	台	5	5	10	g																																																																																																																																															
トレーラー	20t積	台	3	3	6	h																																																																																																																																															
諸経費		%	0.5	0.5	0.5	a～f合計の0.5%																																																																																																																																															
名称	形状寸法	単位	数 量			摘 要																																																																																																																																															
			往路	復路	往復計																																																																																																																																																
世話役		人	3	2	5	a																																																																																																																																															
高級船員		人	6	4	10	b																																																																																																																																															
普通船員		人	9	6	15	c																																																																																																																																															
とび工		人	3	3	6	d																																																																																																																																															
ラフテレーンクレーン	(油) 25t吊	日	1	-	1	e																																																																																																																																															
トラッククレーン	(油) 100t吊	日	2	2	4	f																																																																																																																																															
トラック	10t積	台	5	5	10	g																																																																																																																																															
トレーラー	20t積	台	3	3	6	h																																																																																																																																															
諸経費		%	0.5	0.5	0.5	a～f合計の0.5%																																																																																																																																															

## 2-11-4 イメージアップの特記仕様書例

## 特記仕様書 (A) 案～ (イメージアップの実施内容を請負人に選択させる場合)

イメージアップについて

1. イメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
2. イメージアップの内容については、以下に準じて5項目を基本とし実施すること。

項目	率 計 算 項 目 の 内 訳
仮設関係	垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ、見学用設備
安全関係	器具美化化 {バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器}、清掃費
営繕関係	設備美化化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舍）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催
役務関係	率計算項目なし

3. イメージアップについては、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 工事完了時には、イメージアップの実施写真等を提出するものとする。

## 特記仕様書(B)案 ～ (イメージアップの実施内容を指定する場合)

イメージアップについて

1. イメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
2. イメージアップの実施内容については、次のとおりとする。
  - ・〇〇を実施する。
  - ・△△を実施する。
  - ・××を実施する。
3. イメージアップの具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。
4. 工事完了時には、イメージアップの実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

### 3-3-2 施工歩掛

コンクリート製組立魚礁の部材を製作工場から組立ヤードまで陸上運搬する方法であり、積込は考慮しない。



#### 1) 荷卸し機械

荷卸し機械は、ラフテレーンクレーン25t吊りを標準とする。

ただし、現場条件により上記によりがたい場合は、別途考慮する。

#### 2) 1日当りの部材荷卸し重量 (W)

$$1 \text{ 日当りの部材荷卸し重量 } W \text{ (t/日)} = \frac{T \times 60 \times E}{t} \quad (\text{小数1位四捨五入})$$

T : ラフテレーンクレーンの1日当りの運転時間 (7h/日)

t : 1 t 当りの荷卸し時間 (1.5min/t)

E : 現場作業効率

現場作業効率・1日当りの部材荷卸し重量W (t/日)

区 分	現場作業効率 (E) (天候・地形等)		W (t/日)
	陸 上 作 業	普通	
やや悪い		0.80	224

#### 3) 部材運搬車種の選定

部材の高さ、幅、長さ等により荷姿を想定し適合する規格の車種を選定する。

部材の運搬でトラック運搬する場合、長さの限度は荷台の長さとその1割を加えたものとする。

#### 4) トラック (トレーラ) の1日当り所要台数

製作基数、積込部材の組合せ、荷姿等を考慮し、トラック (トレーラー) の所要台数を決定する。

#### 5) 部材t当り運搬費

貨物自動車による運搬費は、各運輸局の認可した「一般区域貨物自動車運送事業運賃料金表」により積算する。

6) 代価表

(1) 部材荷卸し1日当り (W t/日)

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
ラフテレーンクレーン	(油) 2.5 t吊	日	1.0	荷卸し用 標準運転時間
と び 工		人	1.0	
普 通 作 業 員		人	1.0	
雑 材 料		%		

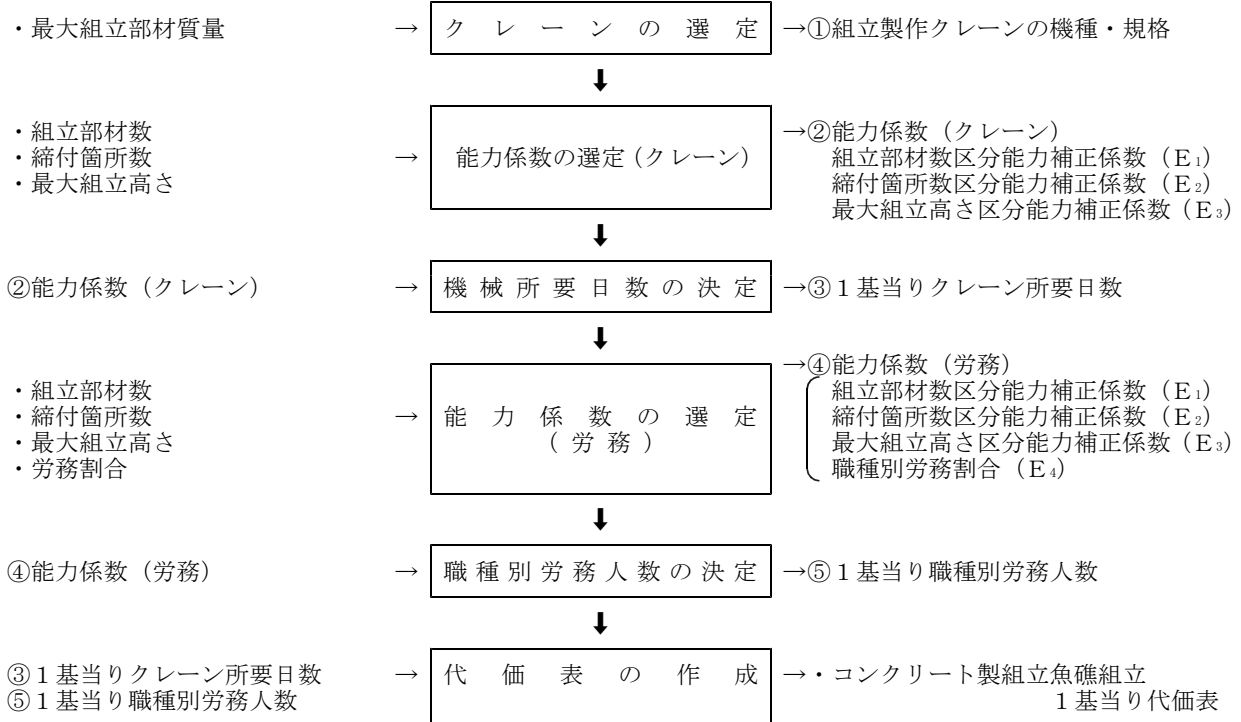
(2) コンクリート製組立魚礁部材運搬1式当り

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
ト ラ ッ ク	t積	台	製作基数分所要台数	
ト レ ー ラ ー	t積	台	製作基数分所要台数	
部 材 荷 卸 し		日	D	

部材荷卸し日数  $D = (1 \text{ 基当り質量} \times \text{製作基数}) / 1 \text{ 日当り部材荷卸し重量 } W$  (小数2位四捨五入)

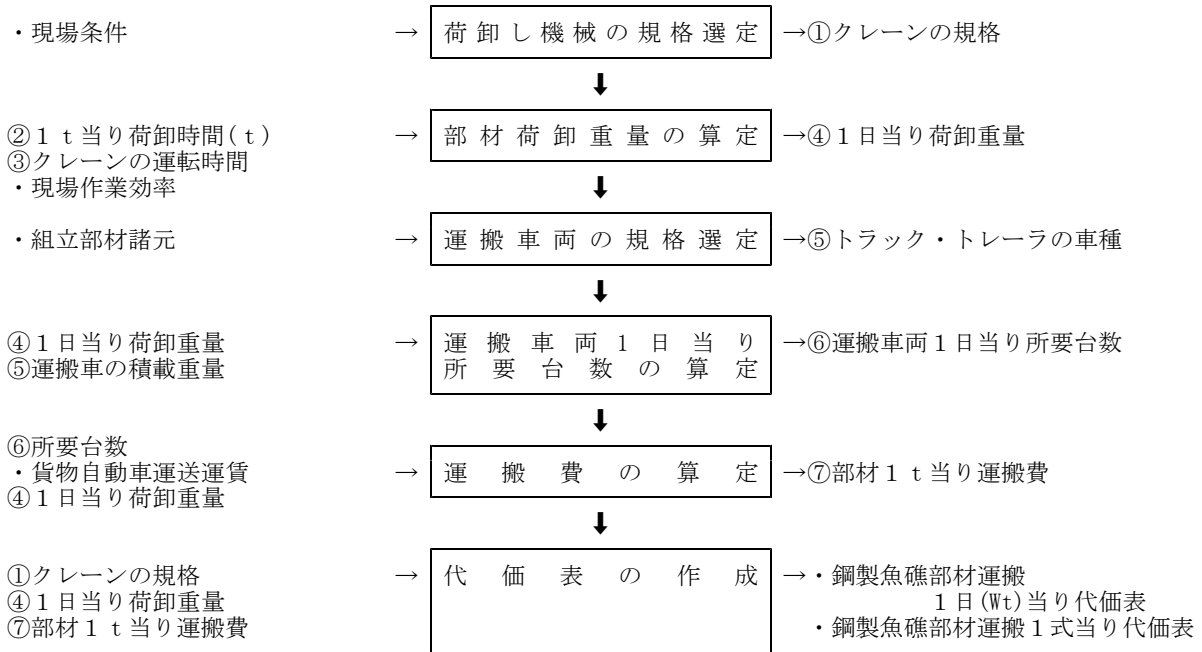
3-4 組立魚礁組立

3-4-1 代価表作成手順



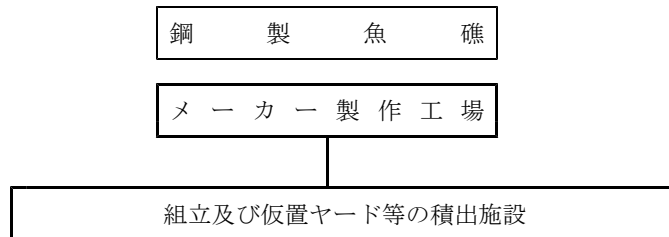
### 4-3 鋼製魚礁部材運搬費

#### 4-3-1 代価表作成手順



#### 4-3-2 施工歩掛

鋼製魚礁の部材を製作工場から組立ヤードまで陸上運搬する方法であり、積込は考慮しない。



##### 1) 荷卸し機械

荷卸し機械は、ラフテレーンクレーン25t吊りを標準とする。

ただし、現場条件により上記によりがたい場合は、別途考慮する。

##### 2) 1日当たりの部材荷卸し重量 (W)

$$1 \text{ 日当たりの部材荷卸し重量 } W \text{ (t/日)} = \frac{T \times 60 \times E}{t} \quad (\text{小数第1位四捨五入})$$

T : ラフテレーンクレーンの1日当たりの運転時間 (7hr/日)

t : 1t当たりの荷卸し時間 (1.5min/t)

E : 現場作業効率

現場作業効率・1日当たりの部材荷卸し重量W (t/日)

区 分	現場作業効率 (E) (天候・地形等)		W (t/日)
	陸 上 作 業	普通	
やや悪い		0.80	224



- 3) 部材運搬車種の選定  
部材の高さ、幅、長さ等により荷姿を想定し適合する規格の車種を選定する。  
部材の運搬でトラック運搬する場合、長さの限度は荷台の長さとその1割を加えたものとする。
- 4) トラック（トレーラ）の1日当り所要台数  
製作基数、積込部材の組合せ、荷姿等を考慮し、トラック（トレーラー）の所要台数を決定する。
- 5) 部材運搬費  
貨物自動車による運搬費は、各運輸局の認可した「一般区域貨物自動車運送事業運賃料金表」により積算する。
- 6) 代価表  
(1) 部材荷卸し1日当たり (W t/日)

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
ラフテレーンクレーン	(油) 2.5t吊	日	1.0	荷卸し用 標準運転時間
と び 工		人	1.0	
普 通 作 業 員		人	1.0	
雑 材 料		%		

(2) 鋼製魚礁部材運搬1式当たり

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
ト ラ ッ ク	t 積	台	製作基数分所要台数	
ト レ ー ラ ー	t 積	台	製作基数分所要台数	
部 材 荷 卸 し		日	D	

部材荷卸し日数  $D = (1 \text{ 基当たり部材質量} \times \text{製作基数}) / 1 \text{ 日当たり部材荷卸し重量} W$   
(小数2位四捨五入)

**4-4 鋼製魚礁現場組立費**

**4-4-1 鋼製魚礁現場組立1基当り代価表**

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
部 材 購 入 費		式	1	
現 場 組 立 費		式	1	

注) 魚礁の高さが2.0m以上の魚礁組立で、足場の計上が必要な場合は足場経費を別途計上することができる。  
なお、上記により難しい場合、別途考慮する。

係 数 区 分		能力係数	摘 要	
E <sub>1</sub>	積 込	陸上	0.90	
		海上	1.00	
	沈 設	0.90	注) 2	
E <sub>2</sub>	魚 礁	単体		1.00
		組立		1.60
	増殖礁 産卵礁	単体		1.00
		組立		1.20
E <sub>3</sub>	施工区分	陸上		0.90
		海上		1.00
E <sub>5</sub>	～ 30m未満	1.00		
	30～120m //	1.05		
	120～200m //	1.20		

係 数 区 分		能力係数	摘 要
E <sub>4</sub>	4.5t以下	0.40	
	4.5 ～ 7.5 "	0.55	
	7.5 ～ 12.5 "	0.65	
	12.5 ～ 22.0 "	0.75	
	22.0 ～ 31.0 "	0.85	
	31.0 ～ 37.5 "	0.90	
	37.5 ～ 50.0 "	1.00	
	50.0 ～ 70.0 "	1.10	
70.0 ～100.0 "	1.20		

注) 1 起重機船による運搬車両からの積込

注) 2 E<sub>2</sub>の増殖礁・産卵礁は、産卵礁沈設工、増殖礁沈設工で準用する場合に用いる。

(4) 作業船等の運転時間

①クレーン付台船及び起重機船 (非航旋回)

$$T_1 = N_x \times \left( \frac{C_{m1} + C_{m2}}{60} \right) \quad (\text{小数1位切上げ、偶数止め})$$

②引船

$$T_2 = n_1 \times \left( \frac{2 \times d_1}{v_1} + t \right) \quad (\text{小数1位切上げ、偶数止め})$$

(5) 積込クレーン運転時間の算定

$$T_L = N_x \times \frac{C_{m3}}{60} \quad (\text{小数2位四捨五入})$$

T<sub>L</sub> : 1日当り積込時間 (h/日)

C<sub>m3</sub> : 1個当り積込時間 (陸上) (分)

(6) 積込クレーン運転日数の算定

$$D_1 = \frac{T_L}{(\text{クレーン標準運転時間})} \quad (\text{小数2位切上げ})$$

D<sub>1</sub> : 積込クレーン運転日数 (日)

T<sub>L</sub> : 1日当り積込時間 (h/日)

(7) 運搬車両のブロック積載個数 (n<sub>0</sub>)

トレーラまたはトラックへの積載個数は、積載質量、積載スペースおよび魚礁の寸法形状等を考慮し、決定する。

(8) 運搬車両台数の算定

$$n_2 = \frac{N_x}{n_0} \times \left( n_0 \times \frac{C_{m1} + C_{m3}}{60} + \frac{2 \times d_2}{v_2} \right) \quad (\text{小数1位切上げ})$$

n<sub>2</sub> : 運搬車両必要台数 (台/日)

N<sub>x</sub> : 1日当り施工量 (個/日)

n<sub>0</sub> : 運搬車両1台の魚礁積載個数 (個/台)

T' : 運搬車両の標準運転時間 (h/日)

d<sub>2</sub> : 往復平均運搬距離 (km)

v<sub>2</sub> : 往復平均運搬速度 (km/h)

C<sub>m1</sub> : 1個当り積込時間 (海上) (分/個)

C<sub>m3</sub> : 1個当り積込時間 (陸上) (分/個)

$$C_{m3} = b_i \times E_1 \times E_2 \times E_3 \times E_4 \quad (\text{小数2位四捨五入})$$

b<sub>i</sub> : 標準作業時間 (10分)

E<sub>1</sub> : 作業種類能力係数

E<sub>2</sub> : 魚礁種類能力係数

E<sub>3</sub> : 施工区分能力係数

E<sub>4</sub> : 魚礁質量(1吊り質量)能力係数

(7) 運搬車両のブロック積載個数 (n<sub>0</sub>)

トレーラまたはトラックへの積載個数は、積載質量、積載スペース及びブロックの形状寸法等を考慮して決定する。

(8) 運搬車両台数の算定

$$n_2 = \frac{N_x}{n_0} \times \left( n_0 \times \frac{C_{m1} + C_{m3}}{60} + \frac{2 \times d_2}{v_2} \right) \quad \text{(小数1位切上げ)}$$

- n<sub>2</sub> : 運搬車両必要台数 (台/日)
- N<sub>x</sub> : 1日当り施工量 (個/日)
- n<sub>0</sub> : 運搬車両1台のブロック積載個数 (個/台)
- T' : 運搬車両の標準運転時間 (h/日)
- d<sub>2</sub> : 往復平均運搬距離 (km)
- v<sub>2</sub> : 往復平均運搬速度 (km/h)
- C<sub>m1</sub> : 1個当り積込時間 (海上) (分/個)
- C<sub>m3</sub> : 1個当り積込時間 (陸上) (分/個)

$$C_{m3} = b_i \times E_1 \times E_2 \times E_3 \times E_4 \quad \text{(小数2位四捨五入)}$$

- b<sub>i</sub> : 標準作業時間 (10分)
- E<sub>1</sub> : 作業種類能力係数
- E<sub>2</sub> : ブロック種類能力係数
- E<sub>3</sub> : 施工区分能力係数
- E<sub>4</sub> : ブロック質量能力係数

① 往復運搬平均速度 V<sub>2</sub> (km/h)

運搬距離範囲	往復運搬平均速度 V <sub>2</sub> (km/h)
d <sub>2</sub> ≤ 1.5	V <sub>2</sub> = 12
1.5 < d <sub>2</sub> ≤ 7.0	V <sub>2</sub> = 9.0 + 2.0 d
7.0 < d <sub>2</sub> ≤ 30.0	V <sub>2</sub> = 20.2 + 0.4 d
30.0 < d <sub>2</sub>	V <sub>2</sub> = 32

注) 往復運搬平均速度は小数1位四捨五入整数止めとする。  
d<sub>2</sub> : 往復平均距離

2) 労務編成

(単位: 人または日)

名 称	玉掛・玉外のどちらも陸上(水上)の場合	玉掛・玉外のどちらか水中の場合	摘 要
とび工	3	2	
普通作業員	7	6	
潜水士船	—	0.8	

3) 代価表

(1) ブロック運搬据付・仮置 (陸海一貫方式) 1日 (個) 当り

**【J99071】【J99060】**

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			非航式		
ラフテレーンクレーンまたはクローラクレーン	(油) t吊	日	D <sub>1</sub>		標準運転時間
トラックまたはトレーラ	t積	日	n <sub>2</sub>		標準運転時間
クレーン付台船または起重機船運転	非航旋回鋼D t吊	日	1.0		運T <sub>1</sub> H/就8H
引船運転	鋼D PS型	日	1.0		運T <sub>2</sub> H/就8H
潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日			就業8H
とび工		人			
普通作業員		人			
雑材料		%			

## 5-1-3 船舶解体組立陸送1式当り代価表 ポンプ浚渫船 D420PS型

【J99041】

名 称	形状寸法	単位	数 量			摘 要
			往路	復路	往復計	
世 話 役		人	3	2	5	a
高 級 船 員		人	6	4	10	b
普 通 船 員		人	9	6	15	c
と び 工		人	3	3	6	d
ラフテレーンクレーン	(油) 25t吊	日	1	—	1	e
トラッククレーン	(油) 100t吊	日	2	2	4	f
ト ラ ッ ク	10t積	台	5	5	10	g
ト レ ー ラ ー	20t積	台	3	3	6	h
諸 経 費		%	0.5	0.5	0.5	a～f 合計の0.5%

## 5-1-4 ポンプ浚渫船付属品

排砂管などの付属品はトレーラーによる運搬とする。(一般区域貨物自動車運賃表による)  
 なお、積卸費として片道につき、1,500円/tを計上する。

番 号	部 品 名	単体質量 (kg/本(個))
①	排砂管 (φ=350mm)	470
②	フロータ (φ=700mm)	1,092
③	ゴムジョイント (L=1,000mm)	135

## 5-1-5 ポンプ浚渫船付属品陸送(1式)代価表

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
ト ラ ッ ク	t積	台		
ト レ ー ラ ー	t積	台		
積 卸 費		t		

注) 付属品の荷姿等を考慮し、トラック(トレーラー)の規格及び所要台数を決定する。

施工単価コード	J : 9 : 9 : 0 : 4 : 1
---------	-----------------------

施工単価名称	船舶解体組立陸送費		出力数量	1	単位	式
注意事項						
1 適用にあたっては、積算基準(人)5-1を参照。						
2 本施工単価は、ポンプ浚渫船(鋼D420PS型 309kW)に適用する。						
条件	条件名称	条件値	条 件 内 容			
A	トラック(10t)陸送運賃	コード	単価コード入力(陸運料金)			
B	トレーラー(20t)陸送運賃	コード	単価コード入力(陸運料金)			

別表－4 就業時間別の船員供用係数

## 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)

係数 ラ ン ク	船 船 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考
		就 業 8 時 間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就 業 9 時 間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就 業 10 時 間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就 業 11 時 間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]		
		船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.42	1.43	1.53	1.55	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.42	1.52	1.53	1.63	1.65	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.57	1.67	1.68	1.78	1.80	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.72	1.82	1.83	1.93	1.95	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.82	1.92	1.93	2.03	2.05	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.92	2.02	2.03	2.13	2.15	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.07	2.17	2.18	2.28	2.30	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.27	2.37	2.38	2.48	2.50	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.52	2.62	2.63	2.73	2.75	

## 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)

係数 ラ ン ク	船 船 供用係数	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考
		就 業 16 時 間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就 業 18 時 間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就 業 20 時 間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就 業 22 時 間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]		
		船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.46	1.48	1.59	1.62	
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.56	1.58	1.69	1.72	
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.71	1.73	1.84	1.87	
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.86	1.88	1.99	2.02	
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.96	1.98	2.09	2.12	
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.06	2.08	2.19	2.22	
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.21	2.23	2.34	2.37	
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.41	2.43	2.54	2.57	
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.66	2.68	2.79	2.82	

- 注) 1 別表－4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H [超勤時間0H 深夜時間0H] の場合を除き、平成27年2月から適用の割増対象賃金比(船団長・高級船員:0.701、普通船員:0.742)をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。
- 2 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表－4によらない場合についても同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。

## 就業時間別船員供用係数(β)の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

ここに、

β : 時間外手当及び深夜手当を考慮した船員供用係数

β<sub>0</sub> : 就業8時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。

ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。

# 設計図書等作成要領

## 【請負工事編】

### 1 はじめに

#### 1-1 はじめに

この要領は、北海道が施工する水産基盤整備事業（漁場）において、発注機関が請負工事及び調査設計業務を入札に附すために作成する設計図書等の基本的事項を定め、適正な入札資料の作成に資することを目的とする。

また、設計変更の迅速化を図るため、契約における設計図書の位置づけの明確化や明示すべき施工条件を整理した上で、「設計図書作成上のルール」や「設計変更のルール」といった統一的なルールを理解し、効率的な事業執行を図る必要があります。

#### 1-2 設計図書について

「公平な入札の確保」、「設計変更の迅速化」及び「合意事項の明確化」を行うためには、適切な設計図書を作成する必要がある。

設計図書の作成に当たっては、本要領を参考に、「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準により適切に行う。

2-2 契約関係用語の定義

番号	用語	用語の定義	解説等
1	契約図書	<p>発注者、受注者双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。</p> <p>契約書（発注者と受注者の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。</p> <p>契約図書は、発注者と受注者双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。</p> <p><b>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</b></p>	<p>契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と受注者の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。</p> <p>よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。</p>
2	契約書	<p>発注者と受注者との間の権利義務関係を明確にしたもので、工事名、工事場所、工期、請負代金額などの重要な契約事項が記載された書面の部分（いわゆる頭書と呼ばれる部分）と、請負代金の変更、契約の解除等の発注者と受注者の権利義務などの内容を定めている条項部分を併せたものをいう。</p> <p><b>【契約書は、契約図書の一部】</b></p>	<p>条項部分は、全工事に共通する基本的な条項のほか、工事ごとの事情に応じて適宜条項が追加される。</p> <p>追加される条項としては、債務負担に関するもの、植生工等に対する跡請保証に関するもの、ブロック等の製作における工事目的物の寄託に関するものなどがある。</p>
3	設計図書	<p>仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。</p> <p><b>【設計図書は、契約図書の一部】</b></p>	<p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。</p> <p>契約締結後、請負人は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p>
4	仕様書	<p>工事の施工に際して要求される技術的要件、いわゆる使用する材料の品質や規格、寸法・位置・仕上げの許容誤差など工事目的物の内容を規定するもののほか、施工上必要な工程や手順、採用が義務付けられている施工方法及び工事施工上の制約条件などを示すものであり、これらを詳細に記載した書面をいう。</p> <p>仕様書には、各工事に共通する共通仕様書と、各工事ごとの現場条件によって規定される特記仕様書があり、総称して仕様書という。</p> <p><b>【仕様書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>契約書で定めた権利義務に基づき工事を施工するため、品質・規格・仕様・施工条件等を仕様書にて定めなければならない。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
5	共通仕様書	各作業の手順、使用する材料の品質、数量、仕上げの程度等のほか、場合によっては施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ各工事に共通する内容を盛り込み作成した書面をいう。 <b>【共通仕様書は、設計図書の一部】</b>	受注者は、工事を施工するにあたり、契約図書に（施工方法や材料規格等）特別の定め（特記事項）がない場合は、共通仕様書に記載されている内容を遵守し、施工方法や使用する材料を自らの責任において定めることとなる。
6	特記仕様書	共通仕様書で定められていないものや定められている事項と異なる場合等において、共通仕様書を補完するために工事固有の技術的要求事項及び工事施工上の制約事項を定める書面をいう。 <b>【特記仕様書は、設計図書の一部】</b>	発注者は、委託調査結果等から現場条件を勘案し、予定価格の根拠を算出している。その際に想定した現場条件は、限られた調査資料から抽出するものであり、工事施工時に確認される詳細の現場条件と一致しないことも予想されるため、発注者が想定した現場条件も特記仕様書で明示する必要がある。
7	図面	工事の範囲や工事目的物の量的なものを視覚的に表したもので、工事目的物の内容等を、一定のルールに基づいて表現した図や表で、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書をいう。 <b>【図面は、設計図書の一部】</b>	図面は、工事の全体を表示し、これによって施工されるものであることから、作成に当たっては、誤りや脱漏、不明確な表現がないよう細心の注意を払い、誰でも分かる表示とするとともに、必要な現場条件を明示することで、特記仕様書による明示を簡素化することができる。
8	位置図	地形図に工事箇所、残土処理場、仮置場、土取り場、廃棄物の処分場等の位置及び輸送経路等を記載した書面をいう。 <b>【位置図は、設計図書の一部】</b>	現場条件を明確化するため、位置図に想定した輸送経路を記載するとともに、これを指定する必要がある場合には、別途特記仕様書にて明示すること。
9	設計図	工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。 設計図とは、平面図、縦断面図、標準断面図（定規図）、横断面図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。 <b>【設計図は、設計図書の一部】</b>	作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示するうえで必要となる場合は、設計図に図示することができる。 また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや請負人の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。



番号	用語	用語の定義	解説等
10	工事数量 総括表	<p>契約条件の明確化を図るため、工事内容を構成する種別や細目などの項目と、項目ごとの規格・数量を、受注者が契約上制約されるもの（契約事項）とされないもの（非契約事項）に区分し、一覧的に記載した書面をいう。</p> <p><b>【工事数量総括表は、設計図書の一部】</b></p>	<p>現場条件等の変更が生じた場合、非契約事項であっても、適正な変更予定価格算定の基礎となることから、設計変更の対象とする。</p> <p>契約上、制約される事項・数量は、品質・出来形を確認する必要がある。</p> <p>摘要欄に積算上の現場条件を明示することにより、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p>
11	設計計算書	<p>工事目的物の設計計算条件や計算結果等を記載した書面をいう。</p> <p>これらは、受注者が工事を施工する際の条件であり、かつ、品質・出来形管理に必要となる諸数値でもあることから、分かり易い記載内容とする必要がある。</p> <p><b>【設計計算書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算書は設計時の検討資料であることから添付する必要はないが、設計計算書に記載されていない現場条件については、特記仕様書で明示すること。</p>
12	参考図	<p>現場条件から想定される一般的な仮設備や工事目的物を施工する際に使用する標準的な材料の仕様などを示した書面をいう。</p> <p><b>【参考図は、設計図書の一部】</b></p>	<p>参考図は契約において、その施工を制約するものではないため、受注者が任意に決定した工法や材料等を設計変更する必要はないが、これに示されている現場条件の変更等が生じた場合には、設計変更する必要がある。</p> <p>よって、受注者が採用した工法や材料等が参考図で示したものと異なる場合は、現場条件の変更等によるものか、任意判断によるものかを適切に判断する必要がある。</p>
13	数量算出書	<p>工事を施工する上で必要となる項目ごとの数量を設計図・参考図を基に算出し、取りまとめた書面をいう。</p> <p><b>【数量算出書は設計図書の一部】</b></p>	<p>工事数量総括表の基礎資料であり、工事目的物・仮設構造物等の妥当性を検証する上で必要不可欠なものである。</p>
14	現場説明書	<p>工事の入札前に、工事が行われる現場において、入札参加者に対して行われる工事の説明及び図面や仕様書に表示し難い現場条件を示した書面をいう。</p> <p><b>【現場説明書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>水産林務部では、現場説明において入札予定者同士で入札前に会うことになるので、談合防止の観点から、原則として現場説明は行わないこととしているため、図面に表示し難い現場条件については、特記仕様書にて明示する。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
15	質問回答書	<p>入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p><b>【質問回答書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧により公表等を行う必要がある。</p>
16	予定価格算出用設計書	<p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。</p> <p>設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、請負人と協議する根拠となるものである。</p> <p><b>【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</b></p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。</p> <p>会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p>
17	見積用参考資料	<p>適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。</p> <p><b>【見積用参考資料は、参考資料の一部】</b></p>	<p>見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。</p>
18	積算内訳書	<p>予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。</p> <p><b>【積算内訳書は、参考資料】</b></p>	<p>公表用<sup>①</sup>積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の妥当性が明確になる。</li> <li>・ 入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。</li> <li>・ 受注者が実行予算の算定の参考とする。</li> <li>・ 下請会社が下請価格の算定の参考とする。</li> </ul>

- ④ 安全対策関係
  - (a) 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間
  - (b) 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
  - (c) 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
  - (d) 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
  - (e) 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
- ⑤ 工事用道路関係
  - (a) 一般道路を搬入路として使用する場合
    - i) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等
    - ii) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
  - (b) 仮設道路を設置する場合
    - i) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間
    - ii) 仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）
    - iii) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容
- ⑥ 仮設備関係
  - (a) 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等
  - (b) 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法
  - (c) 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
- ⑦ 建設副産物・建設廃棄物関係
  - (a) 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件
  - (b) 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
  - (c) 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件  
なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
- ⑧ 工事支障物件等
  - (a) 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
  - (b) 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
- ⑨ 薬液注入関係
  - (a) 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等
  - (b) 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
- ⑩ その他
  - (a) 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置場所、期間、保管方法等
  - (b) 工事現場発生産品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等
  - (c) 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等
  - (d) 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容
  - (e) 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
  - (f) 工事用電力等を指定する場合は、その内容
  - (g) 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容
  - (h) 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
  - (i) 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等
  - (j) 運搬経路等を指定する場合は、その内容
  - (k) 寄託物品がある場合は、その品目、数量、規格、引渡場所、期間等
  - (l) 積算上想定した現場条件

## ハ 「2) 特記仕様書 イ ④～⑦」の記載例

## 「水産土木工事積算基準等」

- 1 本設計図書は北海道水産林務部が制定した「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」に基づき作成している。
- 2 「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」において定められている諸基準を、次のとおり扱っている。
  - (1) 機械施工と人力施工等、施工方法の区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工としている。
  - (2) 別途特記仕様書等で明示している場合を除き、各基準に定められている標準工法・標準機種で積算している。
  - (3) 上記(1)(2)については受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等により、これにより難しい場合は必要に応じて設計変更する。
- 3 「水産土木工事工種体系化の手引き」において定められている事項については、次のとおり扱う。  
規格・摘要欄に明示した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。
- 4 当該工事の数量算出書は、北海道水産林務部が制定した水産土木工事数量算出要領等に基づき作成している。

## 「概数」

- 1 「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
- 2 概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。  
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
- 3 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。
- 4 当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
- 5 当該工事のうち〇〇〇〇は、現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。  
なお、〇〇〇〇は概数の確定後、工事に着手すること。
- 6 当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

## 「非契約事項（数量）」

工事数量総括表や積算内訳の各項目において括弧書きで示した数量は、契約事項とならないものの数量であり、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場・設計図書の不一致等が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。

## 「参考図」

参考図と朱書きして示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については、受注者の任意施工を拘束するものではない。

ニ 「概数として扱う数量一覧表」の作成例

(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-1)

※ 契約事項、非契約事項を概数とした事例

概数として扱う数量一覧表

費目	本工事01	〇〇増殖場造成工事	(第 0回)
----	-------	-----------	--------

工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要
護岸工						
作業土工						
(床掘り)	非契約事項		m3		260	概数
(埋戻し)			m3		250	概数
コンクリートブロック工						
接続ブロック	契約事項	340kg/m2、河川護岸用吸出防止シート	m2		1,760	概数

(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-2)

※ 細目(レベル4)に対応する数量と細目を構成する内容(工事内訳書で作成する単価構成内容)の数量を概数とした事例

概数として扱う数量一覧表

費目	本工事01	〇〇〇〇工事	(第 0回)
----	-------	--------	--------

工種・種別・細目	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要
斜面对策付属物設置工						
防止柵工						
立入防止柵			m		78	78m当り数量
項目を構成する内容		床掘り	m3		164.3	概数 78m当り数量
		埋戻し	m3		111.8	概数 78m当り数量

立入防止柵の数量78mは概数ではないが、内訳の床掘りと埋戻しが概数となっている。

## 3) 位置図

イ 位置図は、国土交通省国土地理院が無償提供している電子地図データ（電子国土配信データ）、漁場図又は海の基本図等を用いて作成し、次の内容を記載する。

## ① 工事箇所又は施工範囲

- (a) 工事名
- (b) 工事箇所：施工箇所の住所
- (c) 範囲：起・終点部の緯度経度または平面直角座標等（世界測地系）

## ② 特記仕様書で指定する箇所

- (a) 残土処理場、仮置場、土取場、発生土の引渡場所等
- (b) 廃棄物の処分場、建設副産物の仮置場等
- (c) 桁やブロック等の製作ヤード、仮置ヤード等
- (d) 発注者が想定した運搬経路等

ロ 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

## 4) 工事数量総括表

工事数量総括表は、当該工事における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。

イ 工事数量総括表は、「水産土木工事工種体系化の手引き」により作成する。

ロ 非契約事項は、積算内訳の各項目において括弧書きで記載し、契約事項との区分が明確となるようにする。

ハ 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

## 5) 作成部数

設計図書は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

## (2) 設計図

設計図は、工事目的物の位置、規格及び寸法等を詳細に記すこととし、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

## 1) 図面の種類

## イ 平面図

工事目的物を平面的に記した図面で、施工範囲や周辺状況等を明示したもの。

## ロ 縦断面図

工事目的物を縦断的に記した図面で、道路・河川等の高さ・縦断勾配を明示したもの。

## ハ 標準断面図

平均的な現況地盤線に道路・河川等の構造・規格を明示した図面で、標準的な施工断面を明示したもの。  
なお、事業によっては定規図ともいう。

## ニ 横断面図

工事目的物を横断的に記した図面で、工事目的物の総量を把握するために必要な間隔（ピッチ）で作成したもの。

## ホ 構造詳細図

鉄筋の加工図・配筋図や構造物配置図等、工事目的物の詳細を記した図面で、その詳細の位置や寸法及び使用する材料の仕様等を明示したもの。

なお、指定仮設とした場合は、仮設工構造図（詳細図）もこれに含まれる。

## ヘ 承認図

請負人が工事施工のため作成し、工事監督員の承諾を得る図面である。

なお、護岸工の布設展開図や電気工事の配線系統図等もこれに含まれる。

## 2) 作成要領

イ 設計図には、単位目的物・仮設物の寸法や材料の材質・規格を明示する。

ロ 設計図には図面番号を記入し、図面の脱漏を防止しなければならない。

ハ 設計図は赤色着色や旗上げ等を行って、工事内容が明確になるようにしなければならない。

ニ 平面図は、起終点はもとより当該工事で施工する工事目的物等の施工位置、施工範囲及び施工数量等を明示する。

ホ 平面図以外の設計図においても、必要に応じてイと同様な明示を行う。

ヘ 標準的な工法・材料等により作成した図面が部分的に含まれる場合（PC橋の定着装置等）は、そのタイトル付近に「(参考)」と朱書きする。ただし、横断面図等で示される作業土工など、その取扱いが「工事数量総括表」で明確に判断できる場合は、これを省略できる。

## 3) 取扱い

イ 記載される内容は、契約上の制約を有し、工事完成時において発注者が確認する。

ロ 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

4) 作成部数

設計図は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(3) 参考図

参考図は、発注者が想定した標準的な工法や材料を記すもので、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

1) 作成要領

イ 表題又は表題付近の余白に参考図と朱書きする。

ロ 設計図の中に標準的な工法・材料等により作成した図面が部分的に含まれる場合（PC橋の定着装置等）は、そのタイトル付近に「(参考)」と朱書きする。ただし、横断図等で示される作業土工など、その取扱いが「工事数量総括表」で明確に判断できる場合は、これを省略できる。

2) 取扱い

イ 記載される内容は、あくまで参考であることから、契約上の制約を有さない。

ロ 現場条件等により記載内容を変更する必要がある場合は、設計変更の対象とする。

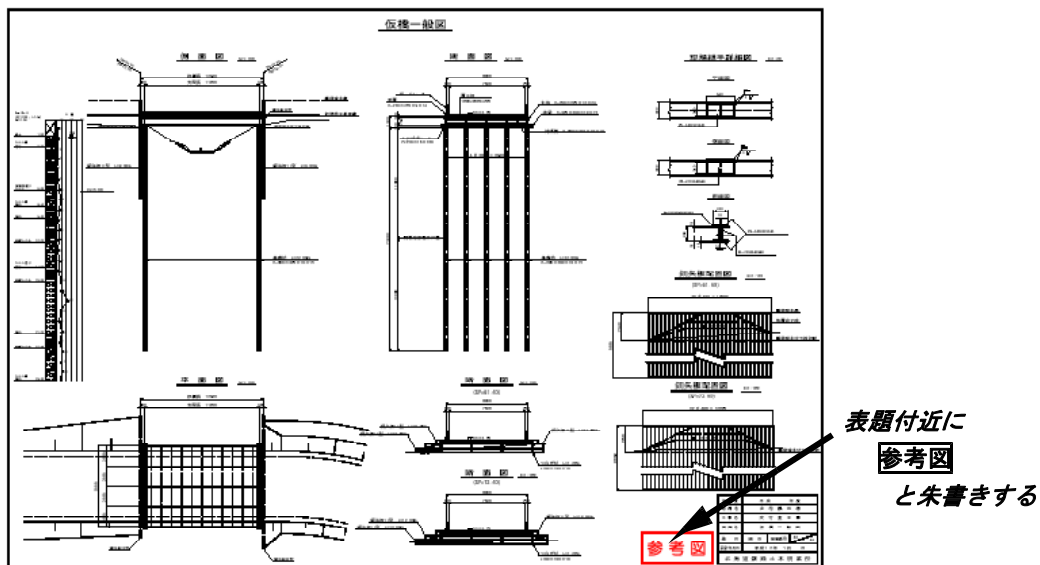
3) 作成部数

参考図は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。

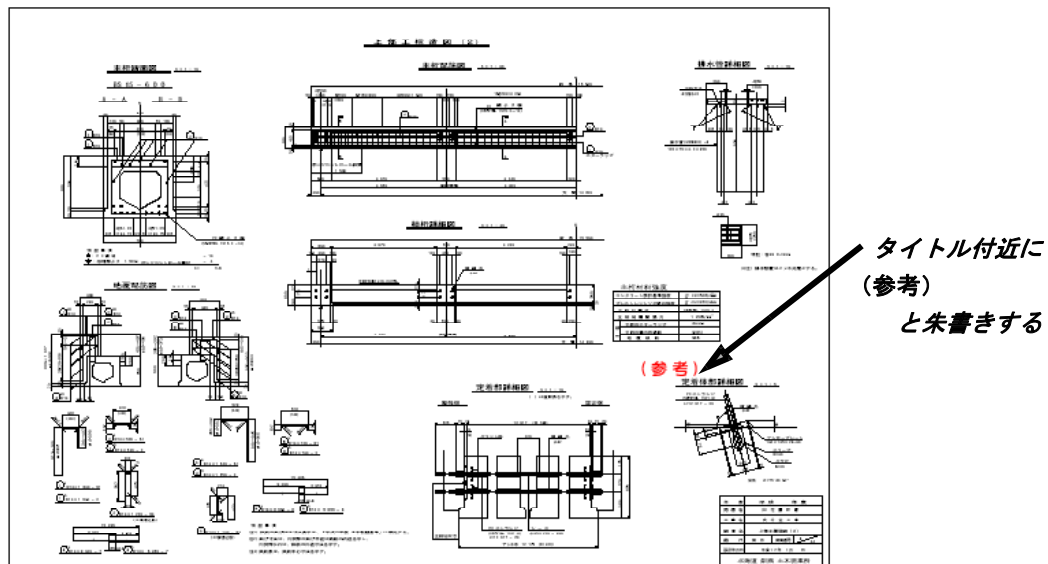
なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

4) 参考図の明示例

イ 図面全体が参考である場合



ロ 図面の一部が参考である場合



(4) 設計計算書

設計計算書は、設計図の基となる設計計算条件及び結果を記載するもので、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

1) 作成要領

設計計算書には、計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算表は添付しない。

2) 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

3) 作成部数

設計計算書は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(5) 数量算出書

数量集計表及び数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

1) 数量集計表

数量集計表は、工事数量総括表に用いる数量の根拠となる資料である。

イ 工事目的物を工事の施工手順ごとに記載し、契約数量とならない仮設工や共通仮設費の積上げ部分等の数量についても取りまとめを行う。

ロ 数量の集計は、「水産土木工事数量算出要領」による。

2) 数量算出書

数量算出書は、数量集計表の算出の根拠となる資料である。

なお、数量の算出は、「水産土木工事数量算出要領」による。

3) 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

4) 作成部数

数量算出書は、設計者用、発注者用、工事監督員用の3部を作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。



## 3-2 当初参考資料

## (1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）（A 金入り）

予定価格算出用設計書（暫定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

## 1) 表紙

イ 施工年度、工事名及び所属名を記載する。

ロ 予定価格算出設計書には、設計積算を所管する課長（水産振興課長）が押印することを原則とする。

## 2) 積算情報

積算情報は、積算に用いる基本的な条件を一覧にする。

設計書番号、設計者名、総合振興局（振興局）所属名、適用単価、積算基準日（単価適用日）、入札日、適用工種、積算時想定工事期間を記載する。

## 3) 工事概要一覧表

工事概要一覧表は、当該工事の主な概要を一覧にする。

工事規模（工事延長、幅員等）や主な工事目的物の概要（形式、延長、量等）を記載する。

## 4) 工事費総括表

工事費総括表は、工事費の各費目ごとの金額を示しており、経費の配分に使用する。

災害関係設計書の工事雑費、応急工事費を記載する。

## 5) 合冊一覧表

合冊一覧表は、複数費目を合冊又は追加発注する場合、諸経費を調整する各設計書名と工事価格を一覧にする。

## 6) 工事費内訳書

工事費内訳書は、各費目ごとの工事費を算出する。なお、金額の端数処理方法や数量の計上方法については、水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準や「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」を参照するほか下記のとおりとする。

イ 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

ロ 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

ハ 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

## 7) 諸経費算出調書

諸経費算出調書は、諸経費の算出根拠を明示したもので諸経費の対象額や補正条件、諸経費率を算出する。

## 8) 諸経費按分表

諸経費按分表は、複数費目を合冊発注する場合、各設計書の諸経費を費目ごとに按分した金額を算出する。

## 9) 諸経費調整表

諸経費調整表は、工事を追加発注する場合、当該設計書と既発注設計書を調整した諸経費率及び調整後の金額を記載する。

## 10) 工種内訳書

工種内訳書は、工事費内訳書の細目（レベル4）に対する単位当たり金額を算出する。

また、工種内訳書の項目は、数量に単価（施工単価、単価表の単価、単価算出調書の単価）を乗じて金額を算出する。（円止め、円未満切捨て）

## 11) 単価算出調書

単価算出調書は、工種内訳書を構成する資材単価及び施工費を算出する。

イ 資材単価の策定は、「その他 積算単価の策定」による。

ロ 刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積りに基づくものは、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。

ハ 刊行物、実勢価格調査、見積り等により単価を策定したものは、単価策定資料等を別に綴り策定根拠として予定価格算出用設計書に添付する。

## 12) 建設リサイクル法に関する解体工事費用調書

建設リサイクル法に関する解体工事費用調書は、特定建設資材を用いた工作物の解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

## 13) 建設リサイクル法に関する再生資源等費用調書

建設リサイクル法に関する再生資源等費用調書は、特定建設資材廃棄物の再資源化等施設の受け入れ費及び運搬費に要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

## 14) 作成部数

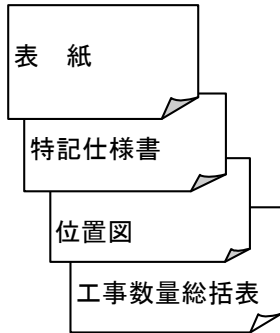
イ 予定価格算出用設計書（暫定版）は、発注者用、設計者用を2部作成する。

- (1)ー2 単価算定資料等
- 1) 単価算定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積り等により単価を策定した場合の策定根拠を次のとおり編纂する。
    - イ 見積書による単価策定書  
見積書による単価策定書の複写（様式－3のみ）を添付する。
    - ロ 刊行物による単価策定書  
刊行物による単価策定書及び、刊行物の表紙・該当ページの複写を添付する。
  - 2) 作成部数
    - イ 単価策定資料等は発注者用、設計者用を2部作成する。
    - ロ 単価策定資料等の工事監督員用は、予定価格算出用設計書の工事監督員用と併せて入札終了後に1部作成する。
    - ハ 単価策定資料等は別冊にし、算定根拠として予定価格算出用設計書に添えること。
- (2) 予定価格算出用設計書（確定版）（A 金入り）  
予定価格算出用設計書（確定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては、「(1)ー1 予定価格算出用設計書（暫定版）（A 金入り）」と同様とする。
- 1) 作成部数
    - イ 予定価格算出用設計書（確定版）は、発注者用、設計者用を2部作成する。
    - ロ 予定価格算出用設計書の工事監督員用は、入札終了後に1部作成する。
- (3) 見積用参考資料（B 金抜き）  
見積用参考資料の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。
- 1) 表紙  
審査欄及び押印は必要としない。
  - 2) 積算情報  
設計者名、積算基準日、積算時想定工事期間を空白にして作成する。
  - 3) 工事概要一覧表  
予定価格算出用設計書と同様な記載とする。
  - 4) 合冊一覧表  
工事価格欄を空白にして作成する。
  - 5) 工事費内訳書  
単価・金額欄、諸経費対象額及び諸経費率を空白にして作成する。
  - 6) 諸経費算出調書  
金額、諸経費率及び、冬期日数／工期日数欄を空白にして作成する。
  - 7) 工種内訳書
    - イ 単価・金額欄を空白にして作成する。
    - ロ 道水産林務部策定単価、道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積もりに基づくものは、「道水産林務部策定単価」「道建設部策定単価」、「地方資材単価」、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。
  - 8) 単価算出調書  
単価・金額欄を空白にして作成する。
  - 9) 建設リサイクル法に関する解体工事費用調書  
金額欄を空白にして作成する。
  - 10) 建設リサイクル法に関する再生資源等費用調書  
金額欄を空白にして作成する。
  - 11) 作成部数
    - イ 見積用参考資料は、設計者用として紙ベースで1部、入札参加者閲覧用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。
    - ロ 入札までの期間における入札参加者等の質問対応用として1部作成する。

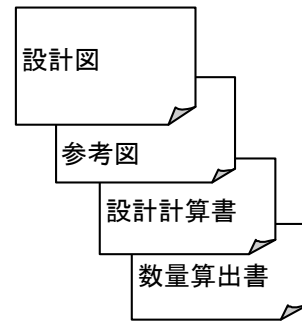
3-3 編さん順序

(1) 当初設計図書

【設計図書】



【図面】



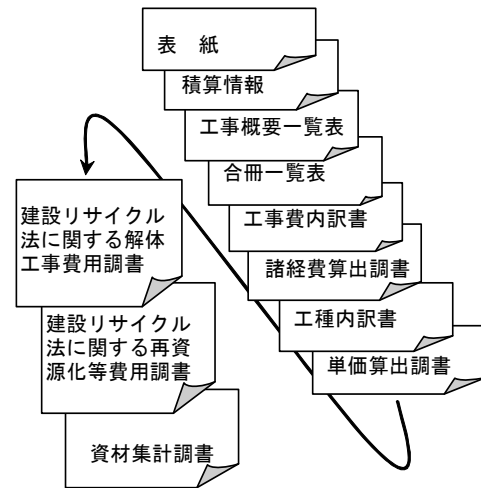
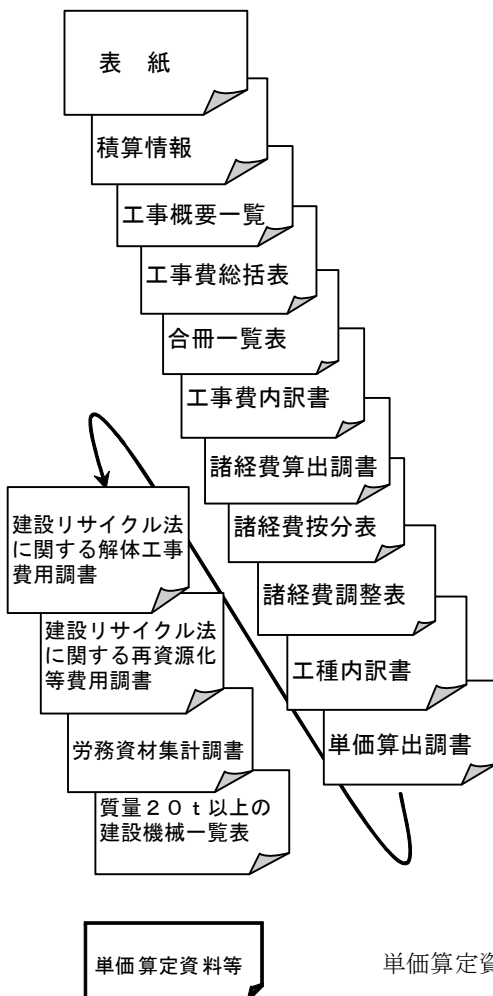
設計者用、発注者用、工事監督員用、受注者用  
(閲覧)

設計者用、発注者用、工事監督員用、受注者用  
(閲覧)

(2) 当初参考資料

【予定価格算出用設計書（暫定版）】(A 金入り)  
【予定価格算出用設計書（確定版）】

【見積用参考資料】(B 金抜き)



設計者用、入札参加者閲覧用（正本、副本）  
質問対応用

単価算定資料は別冊とする。

設計者用、発注者用、工事監督員用

- ※1 見積用参考資料に綴る調書は単価、金額を空白とする。
- 2 入札参加者が入札時に提出する「工事費内訳書」の様式は、「見積用参考資料」の末尾に綴るものとする。

## 3-4 数量数位

- 1) 工事数量総括表及び予定価格算出用設計書の工事費内訳書において、数量欄に計上する数量は、「水産土木工事数量算出要領」に定める数位を標準とするが、定めのないものについては表1に定める数位を標準とする。
- ただし、個数、m、kgで計上するものと材料費は単位限（小数点以下四捨五入）、またkm及びt単位で計上するものは小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）を標準とする。

表1 集計数量数位

数 量	数 位	摘 要
1,000 未 満	有効数字上位2桁	3桁以下切捨て
1,000 以 上	有効数字上位3桁	4桁以下切捨て

- 2) 個数で計上するものと材料費は、次のとおりとする。
- イ 個数で計上するものとは、単位が個、枚、基、箇所、人、日、式等のものをいう。
- ロ 材料費とは、工場において原材料に加工を加え、一般に市販されている製品（ブロック、管類のコンクリート製品、鋼管・高欄等の鉄鋼製品、照明等の電気製品等）をいい、工場において製作する魚礁（鋼製魚礁含む）、増殖ブロック等の部材や半製品（生コンクリート、アスファルト合材等）も二次製品として扱う。
- 3) 予定価格算出用設計書の工種内訳書及び単価算出調書において、数量欄に計上する数量は、表2に定める数位を標準とする。
- 4) 単位限に満たない場合は、有効数字上位1桁の数量を数位とする。（2桁以下四捨五入）  
（例：0.25→0.3、0.0034→0.003）
- 5) 工事規模及び工事内容等により計上数位が不相当と判断される場合は、適正に数位を定めるものとする。  
（例：無収縮モルタル等の単価が高いもの、維持補修工事等の小規模な工事）

### 3-5 留意事項

#### (1) 特記仕様書

- 1) 効率的な設計変更処理を行うためには、予定価格算出用設計書作成時に想定した現場条件等も設計図書で明示する必要がある。特に設計図・設計計算書では分かり得ない条件については、特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示しておくことが重要である。
- 2) 積算上想定した現場条件の代表例
  - イ 土工や廃棄物処理等、運搬が伴う場合の「単位体積質量（土砂）」、「運搬距離」及び「搬出先・搬出元」
  - ロ コンクリート打設における「打設方法ごとの各条件」（ポンプ車打設の日打設量やクレーン打設のクレーン規格等）
  - ハ 構造物単位等の積算手法で大括りされた基礎材などの雑材料費計上の有無
  - ニ 基礎工関係における工法や杭打設長等の条件値
  - ホ 枠組足場計上時の手摺先行専用型枠組足場計上の有無
  - ヘ コンクリートの取壊し方法
  - ト 標準機種以外を用いて積算した場合、その想定機種
- 3) 積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、「水産土木工事工種体系化の手引き」を参照すること。

#### (2) 位置図

運搬距離の算定は、縮尺5万分の1地形図を用いるのが一般的であり、詳細の位置確定や想定ルートの通行止め等により、運搬距離の変更が生じる場合がある。こうした設計変更処理を行うためには、適切な位置図を作成するとともに、想定した運搬距離等の現場条件を工事数量総括表の摘要欄や特記仕様書で明示することで「設計図書の不一致」という扱いができることとなる。

#### (3) 工事数量総括表

- 1) 摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。
- 2) 規格(レベル5)欄には、必要事項を必ず明示する。
- 3) 該当工種に必要な細目(レベル4)がない場合は、「水産土木工事工種体系化の手引き」の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。

#### (4) 設計図

集水桝等の基礎材や法留基礎コンクリートの目地材等、工事工種体系化構成表において単価構成内容に含まれるもので、工事数量総括表の規格(レベル5)に明示されない材料等の位置や規格・寸法は、設計図で明示するとともに、必要に応じて特記仕様書を添付する。

#### (5) 設計計算書

委託成果品等の設計計算書全部を設計図書とする必要はなく、設計条件等が簡潔に分かる資料として良い。

## 4 変更設計図書等の作成

### 4-1 変更設計図書

#### (1) 変更設計図書

変更設計図書は、「3-1 当初設計図書」と同様に作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

##### 1) 表紙

当初設計図書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

##### 2) 設計変更理由書

変更する理由及び内容を、明確かつ簡潔に記載する。

##### 3) 特記仕様書

イ 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

ロ 概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。

(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-1)

#### ※ 第1回設計変更の事例

概数として扱う数量一覧表

費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第1回)
----	-------	------------------------

工種・種別・細目	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要
石材工						
石材投入工						今回、確定処理することを示す
石材投入(大割石)			m <sup>3</sup>	1,000	1,200	確定
石材投入工						記載が無い場合は、確定処理していないことを示す
石材投入(中割石)			m <sup>3</sup>	1,000	1,250	

(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-2)

#### ※ 第2回設計変更の事例

概数として扱う数量一覧表

費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第2回)
----	-------	------------------------

工種・種別・細目	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要
石材工						
石材投入工						既に確定処理していることを示す

石材投入(大割)			m <sup>3</sup>	1,000	1,200	確定済
石材投入工						今回、確定処理することを示す
石材投入(中割)			m <sup>3</sup>	1,000	1,250	確定
			m <sup>3</sup>	146.3	164.2	確定 85m当り数量
			m <sup>3</sup>	111.8	126.6	確定 85m当り数量

4) 位置図

現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

5) 工事数量総括表

イ 前回数量、今回数量、数量増減を併記する。

ロ 摘要欄については、変更後の内容を記載する。

ハ 規格(レベル5)が変更となった場合は、新たな細目(レベル4)を追加する。

ニ 工事内容の拡大の設計変更の場合、変更となる内容のすべてについて、新たな工種(レベル2)を追加する。

また、その補助表現として「[拡大変更]」と明示する。

6) 作成部数

変更設計図書は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び受注者用の4部を紙ベースで作成する。

(2) 変更設計図・参考図

1) 変更設計図・参考図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

イ 現設計図から記載内容に変更が生じる場合、変更図面のみ添付する。

ロ 変更図面は、表題付近の余白に「第〇回設計変更」と朱書きする。

ハ 変更図面は、前回は黄色、今回を赤色で着色する。

なお、重複する箇所については、黄色に赤色を重ねて着色する。

ニ 数量及び寸法等に変更が生じる場合は、前回数値(下段、黄色)と今回数値(上段、赤色)を2段書きとする。

ホ 一葉(枚)全部が追加となる場合は「全増」、一葉(枚)全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。

2) 作成部数

変更設計図・参考図は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び受注者用の4部を紙ベースで作成する。

(3) 変更設計計算書

1) 現設計計算書から記載内容に変更が生じる場合に添付する。

2) 作成部数

変更設計計算書は、設計者用、発注者用、工事監督員用及び受注者用の4部を紙ベースで作成する。

(4) 変更数量算出書

変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

1) 変更数量集計表

イ 前回の数量から記載内容が変更となる工種(レベル2)の数量集計表を添付する。

ロ 前回と今回の数量が比較できるように記載する。

2) 変更数量算出表

イ 前回の数量から記載内容が変更となる数量算出書のみ添付する。

ロ 前回と今回の数量が比較できるように記載する。

3) 作成部数

変更数量算出書は、設計者、発注者用、工事監督員用及び受注者用の4部を紙ベースで作成する。

## 4-2 変更参考資料

## (1) 変更予定価格算出用設計書

変更予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

- 1) 表紙  
現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。
- 2) 積算情報  
現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載する。
- 3) 工事概要一覧表  
前回と今回の工事概要を併記する。
- 4) 工事費総括表  
前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。
- 5) 新請負金額算出表  
変更後の請負代金額を算出する。  
新請負工事価格の算出方法及び、桁数処理は次のとおりとする。

## イ 算出方法

$$\text{新請負工事価格} = \frac{\text{新工事価格} \times \text{現請負工事価格}}{\text{現工事価格}}$$

- ロ 請負工事価格に丸めは、当初設計書と同様とするが、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め（有効桁数以下切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。
- 6) 合冊一覧表  
前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。
- 7) 工事費内訳書  
数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。
- 8) 諸経費算出調書  
前回と今回を併記する。
- 9) 諸経費按分表  
前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。
- 10) 諸経費調整表  
前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。
- 11) 工種内訳書  
前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる工種内訳書のみ添付する。
- 12) 単価算出調書  
前回の設計書から記載内容が追加となる単価算出調書のみ添付する。
- 13) 建設サイクルに関する解体工事費用調書  
数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。
- 14) 建設サイクルに関する再生資源等費用調書  
数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。
- 15) 作成部数  
変更予定価格算出用設計書は、設計者用、発注者用及び工事監督員用の3部を紙ベースで作成する。

## (2) 変更見積用参考資料 (B 金抜き)

変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

## ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

なお、審査欄及び押印は必要としない。

## イ 積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載し、設計者名を空白にして作成する。

## ウ 工事概要一覧

変更予定価格算出用設計書と同様な記載とする。



エ合冊一覧表

工事価格欄を空白にして作成する。

オ工事費内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

カ諸経費算出調書

金額、諸経費率及び、冬期日数／工期日数欄を空白にして作成する。

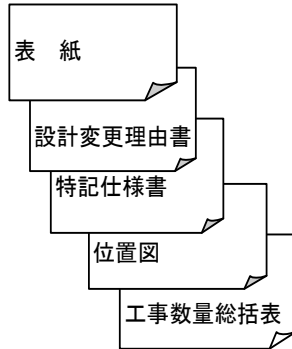
キ工種内訳書

単価・金額欄を空白にして作成する。

#### 4-3 編さん順序

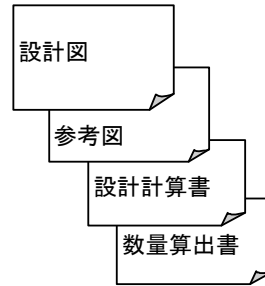
##### (1) 変更設計図書

【変更設計図書】



設計者用、発注者用、工事監督員用、受注者用

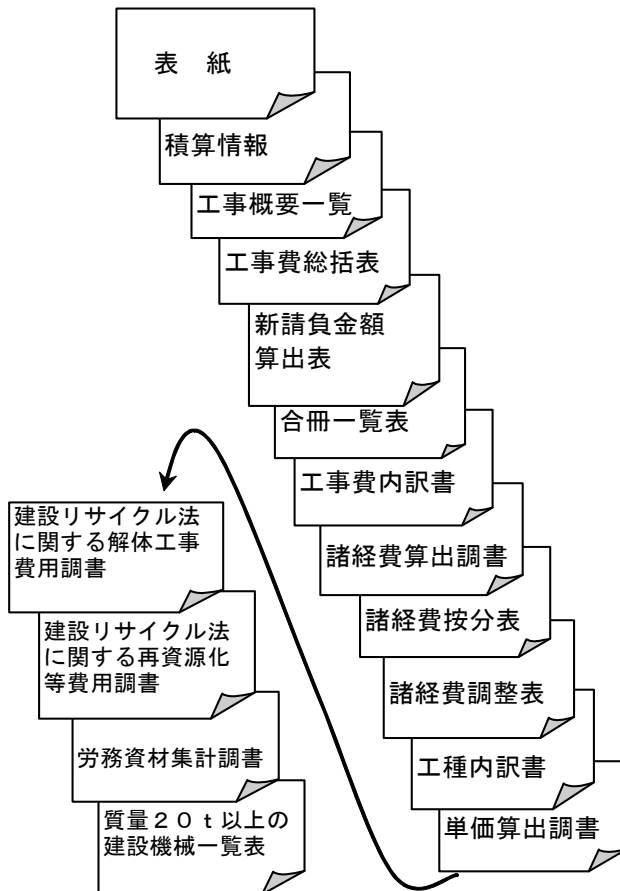
【変更図面】



設計者用、発注者用、工事監督員用、受注者用

##### (2) 変更参考資料

【変更予定価格算出用設計書】



設計者用、発注者用、工事監督員用

## 7 設計変更の取扱い

### 7-1 契約書第17条

#### (1) 契約書第17条第1項各号の分類

設計図書において、第1号から第5号間の明確な適用は困難であり、どの号に該当するかを定めても、その取扱いに差がないことから、次の2分類により、それぞれの扱いを定める。

- 1) 第1号から第3号 ～ 「設計図書間の不一致等」に関する条項
- 2) 第4号及び第5号 ～ 「設計図書と現場の状態との不一致等」に関する条項

#### (2) 分類ごとの取扱いについて

##### 1) 「設計図書間の不一致等」について

共通仕様書において、各設計図書の優先順位を定めていないため、発注者が発見した不一致等や受注者が行う「設計図書の照査」により発見された不一致等については、どの設計図書を優先させることなく発注者が求める事項に変更する。

##### 2) 「設計図書と現場の状態との不一致等」について

確認された不一致等について、設計図書を変更する必要がある場合は、これを変更する。

#### (3) 設計変更処理については、次のとおりとする。

##### 1) 現場不符合等確認書（第33号様式）、現場不符合等確認報告書（第34号様式）について

設計図書を変更する必要性が生じた場合は、現場不符合等確認書及び現場不符合等確認報告書により、支出負担行為担当者に報告するとともに、その設計変更処理を行う。

##### 2) 変更予定価格算出用設計書について

工事数量総括表を変更する場合は、変更予定価格算出用設計書を作成し、その設計変更処理を行う。

##### 3) 請負人への通知について

設計図書を変更する場合は、請負代金額変更の有無にかかわらず請負人に通知することとし、設計変更協議を行う。

##### 4) 変更時期について

不一致等を確認後、速やかに設計変更処理を行うこと。

### 7-2 契約書第18条

#### (1) 契約書第18条による設計変更については、次のとおりとする。

##### 1) 設計変更事項

イ 土捨(取)場等の変更

ロ 事業計画変更や関係機関等との協議結果による計画法線変更、工法変更及び仮設工変更等

ハ 工事内容の拡大の設計変更

##### 2) 施工条件明示

当初設計図書の特記仕様書にて必要な施工条件を明示するとともに、請負人と適切な施工協議を行う必要がある。

イ 土捨(取)場等の位置

土捨(取)場等の所在地を位置図で示すとともに、名称等の必要事項を特記仕様書で明示する。

ロ 計画・工法変更の可能性

事業計画や工法等が関係機関等と協議中であり、その変更の可能性が予見できる場合は、特記仕様書にて条件明示する。

## 7-5 軽微な設計変更

軽微な設計変更については、次のとおりとする。

### (1) 契約書第17条

現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）により支出負担行為担当者に報告し、次のいずれかにより設計変更すること。

#### 1) 設計図書と現場の状態との不一致等

上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受注者がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。

##### イ 特記仕様書

必要な事項を取りまとめ作成する。

##### ロ 設計図・参考図・設計計算書

「変更設計図書」の内、必要箇所の部分的なカラーコピーなどとして良い。

##### ハ 工事数量総括表・数量算出書

省略して良い。

### (2) 契約書第18条

#### 1) 土捨(取)場等の変更及び関係機関等との協議結果による仮設工の変更など

上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、請負人がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。

#### 2) 工事内容の拡大の設計変更

軽微な設計変更としては扱わずに、工事内容の拡大の設計変更として扱うこと。

### (3) 概数の確定による設計変更

上申の際には、請負人が工事内容の変更を確認する資料として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

## 7-6 留意事項

### (1) 契約書第17条による設計変更

#### 1) 工事監督員は、現場代理人から契約書第17条第1項の規定による確認を請求されたとき、又は、自らその事実を発見したときは、現場不符合等確認書（第33号様式）を作成し、現場不符合等確認報告書（第34号様式）により支出負担行為担当者に報告すること。

なお、確認書の作成に当たっては、工事施工協議簿を活用することができる。

#### 2) 請負代金額変更の有無にかかわらず、必ず設計変更処理を行うこと。

#### 3) 設計変更処理を行う際に、どの設計図書を変更したかを明確にするため、「4 変更設計図書等の作成」により適切に変更設計図書・参考資料を作成すること。

#### 4) 予定価格算出用設計書は参考資料であり、「設計図書間の不一致等」の対象とはならないため、工事数量総括表を変更する必要がある場合は、予定価格算出用設計書を変更することはできない。

#### 5) 「設計図書間の不一致等」の変更時期については、請負人が設計図書の照査を行うこととなっていることに留意し、施工前に速やかに変更すること。

#### 6) 「設計図書間の不一致等」において、設計計算書の不一致が確認された場合など、その確認に時間を要する場合は、工事の一時中止を検討すること。

#### 7) 「設計図書と現場の状態との不一致等」において、工法検討等により設計変更処理に時間を要する場合は、工事の一時中止を検討すること。

#### 8) 必要に応じて「三者検討会」を活用すること。

### (2) 契約書第18条による設計変更

工事工程等により、その変更が不可能となる場合が生じるため、工事施工協議簿により請負人と密な連絡調整を行うこと。

## 【各フローの解説】

1 本フロー使用の際は、次の文書等を参照すること。

- (1) 建設工事の概数等発注事務取扱要領（以下この章において、「取扱要領」という。）（「15 関連通達集等」参照）
- (2) 概数等発注要領の運用指針（以下この章において、「運用指針」という。）（「15 関連通達集等」参照）
- (3) 水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（以下この章において、「積算基準」という。）（北海道水産林務部制）
- (4) 北海道水産林務部 「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」（以下この章において、「体系化構成表」「数量算出要領」という。）（北海道水産林務部制定）

2 各フローについては、以下により判断すること。

(1) 「現契約において**概数として扱っている数量**である」

1) 確認事項

「概数として扱う数量一覧表」に明示されていない事項(数量)は、概数として扱うことができない。

よって、現契約の特記仕様書における「概数として扱う数量一覧表」で明示されていることが、絶対条件となる。

2) 留意事項

「取扱要領」で施工条件の明示を次のように定めている。

第5 設計図書における施工条件の明示

1 概数の表示

概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。

2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

概数等発注に係る取扱いは、契約書の条項に明記されていないため、特記仕様書にて明示する必要がある。

なお、北海道水産土木工事設計積算電算システムにおいては、細目（レベル4）に対応する数量と細目を構成する内容（工種内訳書で作成する単価構成内容）に、「概数サイン」を立てることで概数として扱う項目・数量が「概数として扱う数量一覧表」として自動的に出力される。

ただし、歩掛上の諸数値は概数として扱わないこととしているので、施工単価作成時に条件値として入力する数値で変更が予想される場合は、その前提となっている現場条件を別途特記仕様書にて明示し、契約書第17条「設計図書と現場の状態との不一致等」として処理することとなる。

## 11-4 契約書第17条

番号	質問・疑問	回答
1	「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。	<p>請負人は、共通仕様書において設計図書の照査が義務づけられています。</p> <p>また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。</p> <p>よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。</p>
2	「設計図書間の不一致等」において、請負代金額に変更が生じなかった場合でも設計変更する必要があるのか。	設計図書を正しいものに変更するため、請負代金額に変更が生じなかった場合であっても、設計変更する必要があります。
3	「設計図書間の不一致等」において、請負代金額の変更は可能か。	工事数量総括表を変更する必要がある場合、その基礎である予定価格算出用設計書も変更する必要があります。その際に金額を変更する必要がある場合は、併せて変更します。
4	「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	軽微な設計変更として扱うことができます。
5	設計変更上申を速やかに行うことで、現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）を省略することができるか。	<p>現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を請負人と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであることから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。</p> <p>「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず請負人と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。</p>
6	<p>軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。</p> <p>また、軽微総括を行う時期は、工事終了前として良いか。</p>	<p>軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度も軽微な設計変更として上申することができます。</p> <p>また、「軽微総括」行う時期は、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に工事完成前となることもあります。</p>
7	軽微の設計変更でいう「新工種」とは何か。	<p>「新工種」とは、仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル3）、それ以外は新たな工種（レベル2）が追加となる場合をいいます。</p> <p>また、設計変更時における単価等の取扱いについては、「4-4 積算上の留意点」を参照してください。</p>
8	特記仕様書で施工条件を明示すれば、新工種を含め、工期終了直前の設計変更でよいのか。	<p>当初設計において、工事目的物及び仮設工の工法等を条件明示していても、工法の変更や新工種などが生じた場合は、設計変更処理後でなければ工事着手することはできません。</p> <p>なお、設計変更の時期は、軽微の変更の上申を含め、速やかに処理してください。</p>

#### 15-4 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領

(昭和46年12月1日局総第562号 各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各部局長あて副出納長)

〔沿革〕 昭和57年8月24日局総第391号、平成元年7月12日局総第218号、9年3月31日局総第873号、15年2月14日局第653号改、25年10月15日局財指第230号改正

#### 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領

##### 第1 趣旨

この要領は、建設工事の軽微な設計変更に係る事務処理の簡素合理化を図り、もって請負代金の支払を迅速にする等双務契約の維持に努め、かつ、増大する事業の適期、効率的執行を確保することを目的とする。

##### 第2 用語の意義

- この要領において「軽微な設計変更」とは、現に施工中の建設工事に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代額の20パーセント以内で、かつ、1,000万円未満（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が500万円未満）のものをいう。ただし、支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項の規定により支出負担行為に相当する行為を行う者をいう。以下同じ。）が特に重要な変更と認めるものを除くものとする。
- この要領において「新工種」とは、設計変更に伴い、設計書に当該設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別（第5及び第8第1項の場合にあつては、種別及び細別等）を新たに追加することとなる場合における当該工種をいう。

##### 第3 設計変更の上申

工事監督員は、現に施工中の建設工事につき設計変更をする必要があると認める場合において、当該設計変更が軽微なものであるときは、建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。）第35号様式・設計変更上申書の左上余白に「軽微」と朱書し、支出負担行為担当者に上申するものとする。この場合において、工事監督員は、支出負担行為担当者の請求があったときは、当該設計変更に係る設計図書（写真を含む。）を設計変更上申書に添付するものとする。

##### 第4 設計変更の決定等

- 支出負担行為担当者は、工事監督員から軽微な設計変更に係る設計変更上申書の提出を受けたときは、その内容を審査し、設計変更の必要があると認めるときは標準様式第36号様式・設計変更決定書の左上余白に「軽微」と朱書してその決定をするものとする。この場合において、当該設計変更決定書中「今回支出負担行為額」とあるのを「増減見込額」と読み替えて当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額を記載し、「設計変更後」及び「設計変更による増（△）減」欄にはそれぞれ当該設計変更後における見込額の累計を記載するものとする。
- 支出負担行為担当者は、前項により設計変更の決定をしようとする場合において、当該設計変更により請負代金額が増額となる見込みのときは、配当を受けた歳出予算の範囲内においてこれを行うものとする。  
なお、軽微な設計変更の決定後においても、請負代金額の変更までの間、当該請負代金額の増額分が歳出予算の残額を超えないよう、常に把握し、予算の適正な執行を図るものとする。
- 支出負担行為担当者は、第1項により設計変更の決定をしたときは、その旨を別記第1号様式・工事設計変更通知書により工事監督員及び請負人に対し通知するものとする。

##### 第5 建設変更に伴う請負代金額の取扱い

- 軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更の手続は、設計変更に伴う増減見込額の累計が現請負代金額の20パーセントを越え、又は1,000万円以上となるとき（新工種に係る増減見込額の累計が500万円以上となる場合を含む。）及び工事完成前（工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前）に一括して行うものとする。
- 支出負担行為担当者は、軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更につき請負人と協議しようとするときは、標準様式第36号様式・設計変更決定書により決定の上、別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により請負人に通知し、標準様式第39号様式・承諾書を徴するものとする。この場合において、当該設計変更決定書の左上余白に「軽微総括」と朱書し、当該設計変更に係る設計図書等とともに第4の設計変更決定書を添付するものとする。